

鳴

門

市

子ども・子育て 支援事業計画



自然とふれあい



笑顔がうずまく



子育てを始めるまち

なると



平成 27 年 3 月
鳴門市

「自然とふれあい笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現に向けて

・・・・・はじめに・・・・・

国において、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律に基づき、平成27年4月から、『みんなが、子育てしやすい国へ。』をキャッチフレーズとした「子ども・子育て支援新制度」が本格的に始まります。

本市においても少子化や核家族化の進展、保護者の就労形態の変化などを背景に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、多様かつ的確な課題解決が求められています。

これらのことから、本市においても新制度に対応した課題解決を計画的に推進するため、平成27年度から5年を1期とする「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後この計画のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上に具体的かつ計画的に取り組み、子どもや子育て家庭へのきめ細やかな支援を図ってまいります。

これまで私自身、第六次鳴門市総合計画に掲げた『子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち なると』実現のため、「飛び込み型出前市長室」など様々な機会をとらえ、子育てをされる方々や子育てを支援される方々から直接お話をうかがうことで、その時々の課題を知り、解決に向けた施策の充実に取り組んでまいりました。子どもたちの未来のため、常に新しい情報をキャッチし、その時々のニーズに対応した施策の充実に努めようという思いは、新たな制度、新たな計画のもとでも変わりません。

次代を担う子どもたちはまさに鳴門市の宝です。子どもたち一人ひとりが、人間性豊かで健やかに成長することは家族の喜びであるとともに、社会全体の喜びでもあります。本市の豊かな自然の中で、子どもや子育てをする方々、またそれをとりまく方々が安心して子育てができ、笑顔になれる、まさしく『自然とふれあい笑顔がうずまく』まちの実現を目指し、『子育てを始めるまち』と市内外から認識されるよう、今後一層、子育て支援施策の充実を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、今回の計画策定にあたり、ご熱心に議論いただきました「鳴門市児童福祉審議会」の委員の皆様、子育てに関するニーズ調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

鳴門市長 泉 理彦



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
1 人口の推移等	6
2 子育てに関するアンケート調査結果の概要	16
3 子育て全般に関するご意見	27
4 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の進捗状況	28
5 課題のまとめ	29
第3章 計画の基本理念および施策の展開	30
1 基本理念	30
2 基本的な視点	31
3 課題解決に向けた基本的な方向性	34
4 施策の展開	37
第4章 子ども・子育てを支える取り組み	38
1 教育・保育環境の充実	38
2 健やかな育ちのための切れ目のない支援	44
3 すべての子どもと家庭への支援	50
4 まちぐるみの子育て支援	57
5 安全・安心な子育て環境づくり	61
第5章 子ども・子育て支援事業計画における数値目標等	65
1 教育・保育提供区域の設定	65
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	65
3 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	68
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	72
5 子ども・子育てに係る教育・保育の一体的な推進のために	85
第6章 計画を推進するために	86
1 計画の推進に向けて	86
2 計画の進捗管理・評価等	87
3 家庭、地域、事業者の役割	87
資料	91

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

国では、少子化の進行に歯止めをかけようと、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。その後、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、就学前の子どもに関する制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが定められています。

本市においても、平成17年度に「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」を、平成21年度にはその後期計画を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

それらの取り組みは一定の効果をあげ、本市の子育て支援の基盤を作るものとなっている一方で、少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの多様化と、子ども・子育てを取り巻く環境が刻一刻と変化する中、サービスの提供といった支援だけでなく、子どもの一番身近にある保護者の子育てする力や地域の支える力を育てるといった支援が重要視されるようになっています。

以上のことから踏まえ、本市の抱える子ども・子育て支援に関わる課題に改めて向き合い、本市で育つ子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。



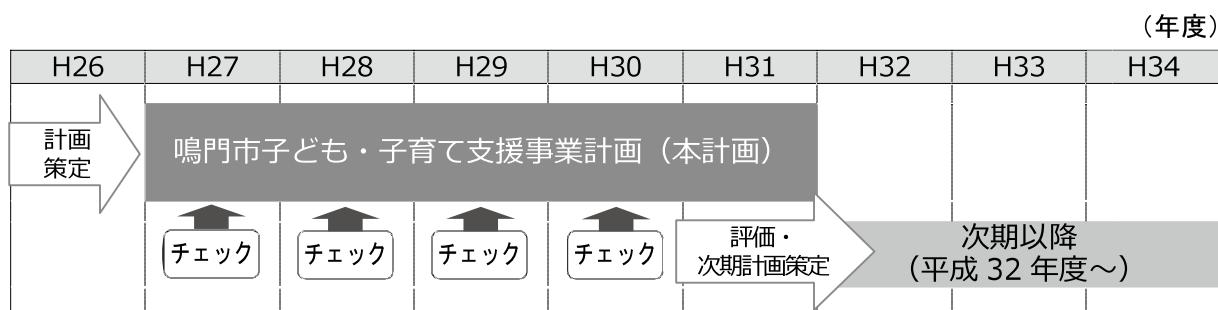
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「鳴門市次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉」の考え方を継承するものとします。また、次世代育成支援対策推進法が、平成27年度から平成36年度までの10年間延長されたことにともない、「放課後子ども総合プラン」をあわせて策定し、本計画内に位置づけることで、より手厚い次世代育成支援を推進するものとします。

あわせて、本計画は、上位計画である「第六次鳴門市総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。毎年度その進捗状況について確認を行うほか、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、鳴門市児童福祉審議会を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見をふまえ策定・検討しました。



子ども・子育て支援新制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

■子ども・子育て関連3法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
※認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体（市町村による計画策定、給付・事業の実施）
5. 社会全体による費用負担（消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保）
6. 政府の推進体制（政府の推進体制を整備）
7. 子ども・子育て会議の設置
8. 新制度は、平成27年4月から本格施行

《認定こども園》とは・・・

これまで小学校就学前の施設として、幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育所に加え、両方の良さをあわせ持つ施設として認定こども園を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。



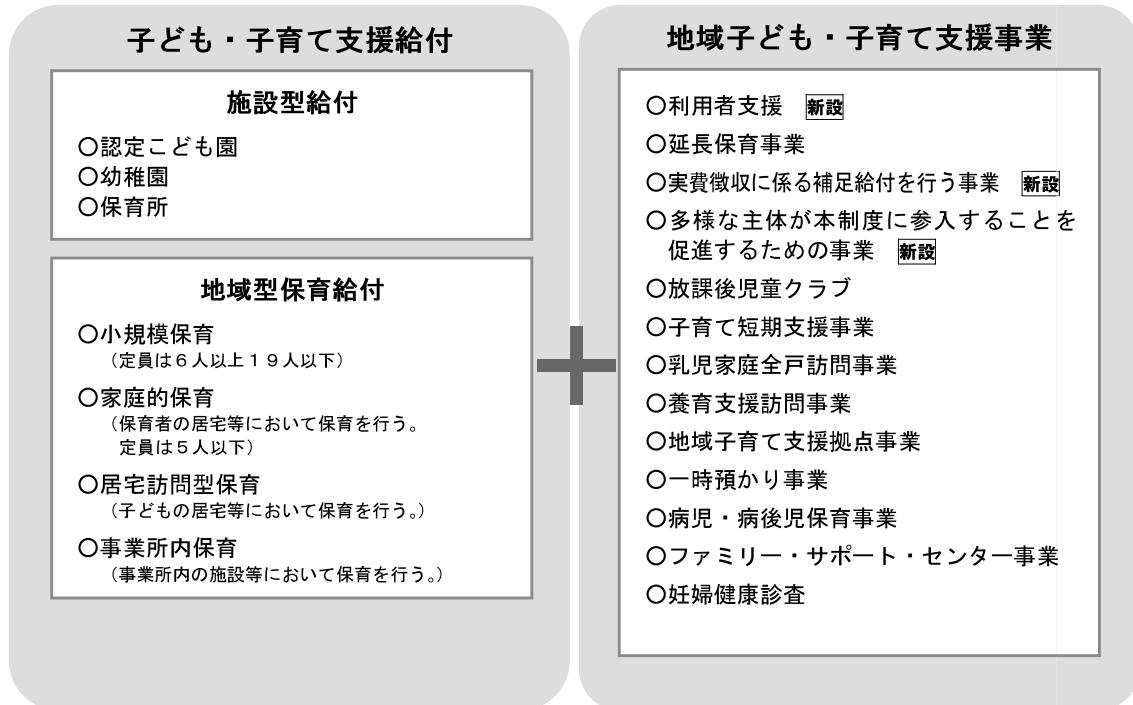
認定こども園＝教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくすることで、さらなる普及が図られます。

(1)新制度の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

■子育て支援の「給付」と「事業」の全体像



《子ども・子育て支援給付》とは・・・

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。また、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



施設型給付・・・幼稚園、保育所、認定こども園を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

地域型保育給付・・・地域型保育事業（小規模保育や家庭的保育等）を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

《地域子ども・子育て支援事業》とは・・・

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

(2)保育認定について(保育の必要性の認定について)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労などを理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用）に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります（認定に応じて施設などの利用先が決まります）。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 主な利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 主な利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 主な利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

以上のような新しい制度の導入をふまえ、本市では、すべての子どもが質の高い就学前の教育・保育を受けることができる環境の整備や体制づくりに取り組んでいきます。

また、子ども・子育て支援事業や認定こども園等の整備等については、本市の子ども、保護者、関係施設等の状況や実情に配慮し、鳴門市らしい枠組みとなるよう努めています。

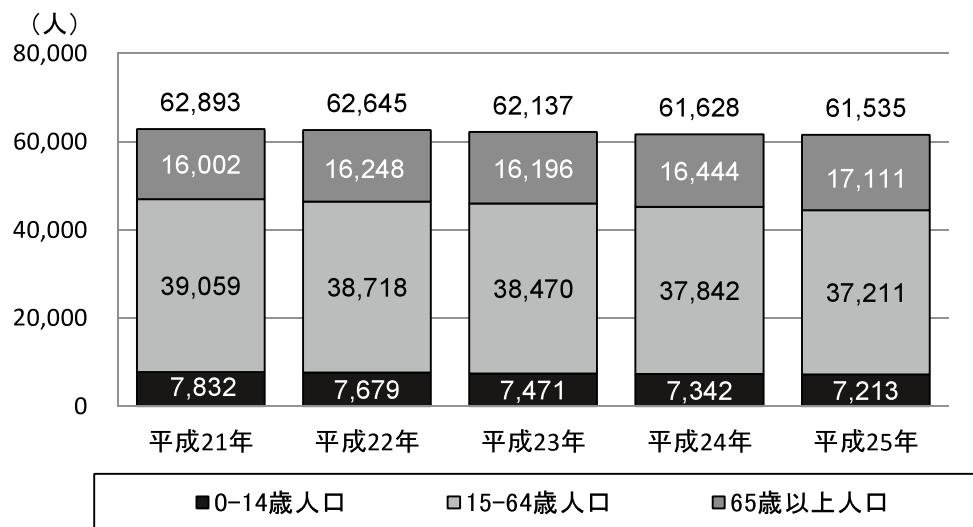
あわせて、制度で示されている子ども・子育て支援事業だけでなく、これまでの子育て全般にかかわる取り組みを見直し、すべての子どもや子育て家庭の安心、信頼を第一に、より一層、子どもを生み・育てやすい環境となるよう、市全体で取り組んでいきます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移等

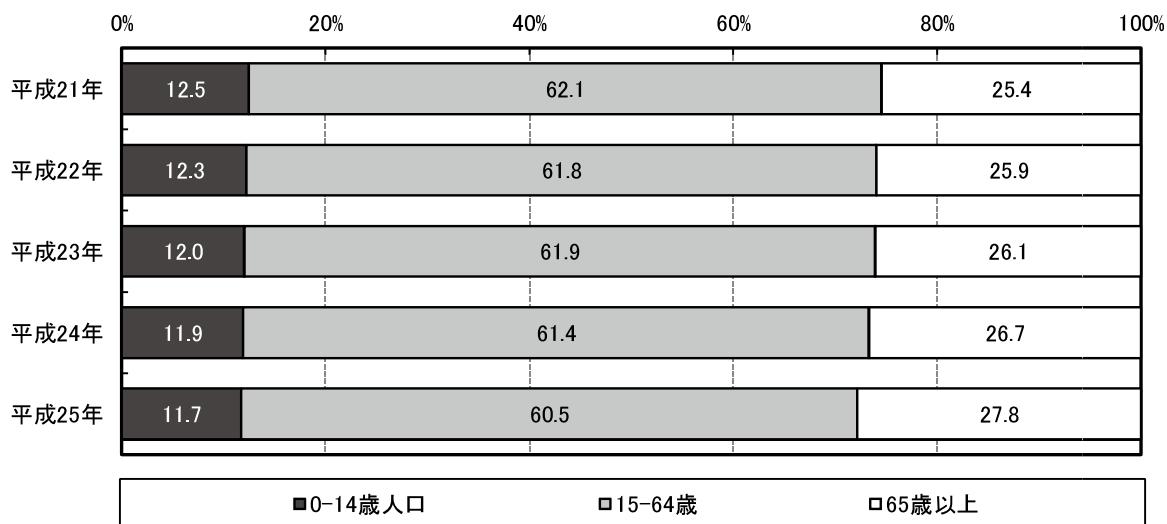
(1)年齢3区分別人口の推移

平成 21 年から平成 25 年までの総人口の推移をみると、年々減少する傾向となっています。年齢3区分別では、0～14 歳の年少人口および 15～64 歳の生産年齢人口は年々減少しており、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。



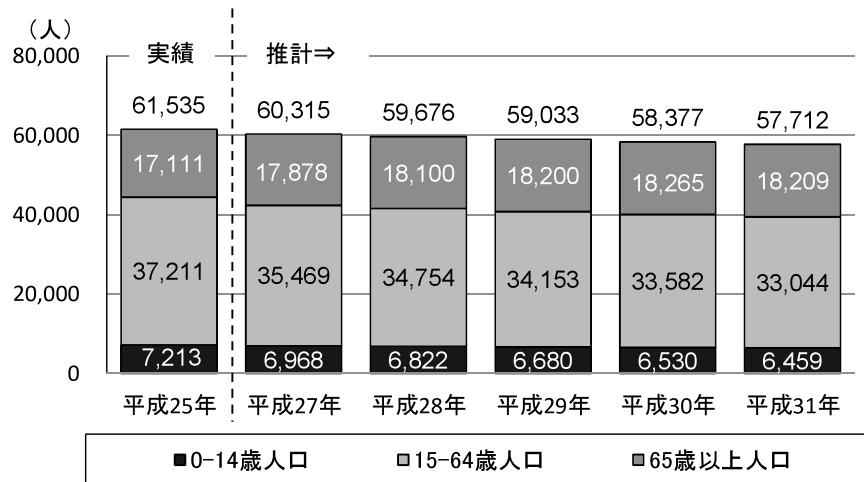
資料：平成 21 年～平成 25 年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年 3 月末）

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14 歳の年少人口の割合は、平成 21 年から平成 25 年までに 0.8 ポイント減少しています。



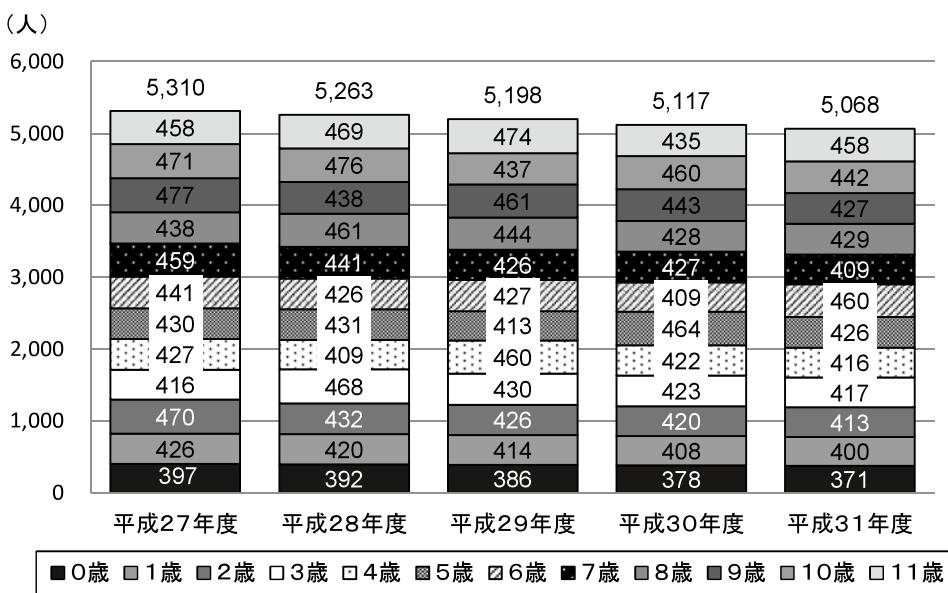
(2) 人口の推計

平成27年から平成31年までの人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には57,712人となっています。年齢3区分別では、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。



資料：平成21年～平成25年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）
平成27年～平成31年推計…コーホート変化率法により算出

0歳～11歳の児童の推計値をみると、平成27年の5,310人から平成31年には5,068人と、242人減少するものと予測されます。

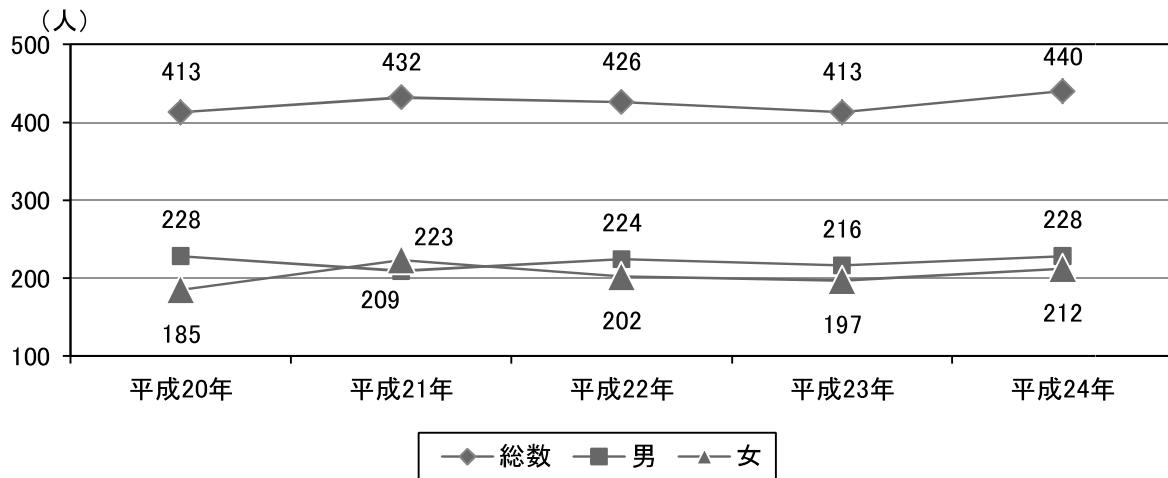


資料：平成21年～平成25年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）
平成27年～平成31年推計…コーホート変化率法により算出

(3)出生数の動向

①出生数の推移

出生数の推移をみると、近年においては増減しながら、ほぼ横ばいとなっていますが、平成24年には440人と、直近では最も多くなっています。

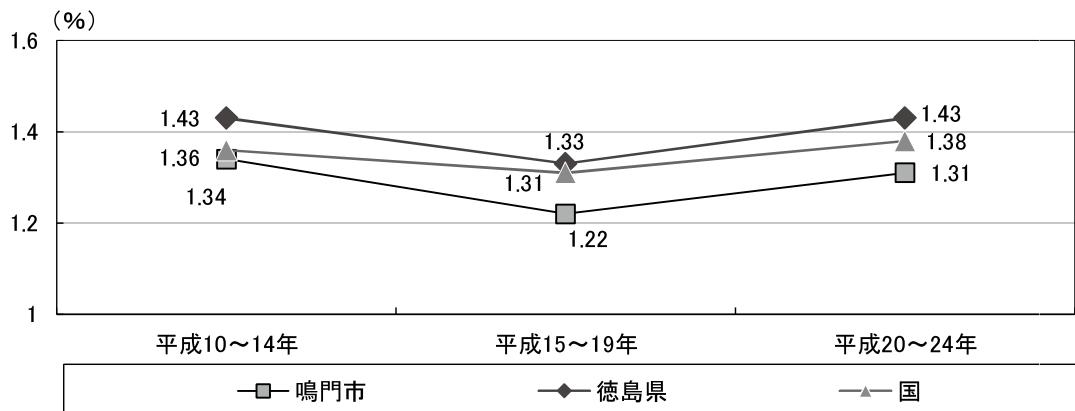


資料：厚生労働省「人口動態総観」

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、平成10～14年から平成15～19年にかけて、減少していますが、平成20～24年には上昇しています。

しかし、平成20～24年の本市の数値は1.31であり、国や県と比べて低い水準となっています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(4) 婚姻等の動向

① 婚姻・離婚

婚姻・離婚の状況をみると、平成20年から平成24年にかけては、婚姻件数、離婚件数ともに減少傾向となっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数（件）	302	277	264	284	262
離婚件数（件）	120	137	101	106	99

資料：厚生労働省「人口動態調査」

■ 婚姻率・離婚率の推移

区分		平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
婚姻率	鳴門市	5.2	4.5	4.5
	徳島県	5.2	4.7	4.6
	全国	6.2	5.7	5.5
離婚率	鳴門市	1.9	1.8	1.8
	徳島県	1.9	2.0	1.8
	全国	2.1	2.1	1.9

※婚姻率は「婚姻件数／人口×1,000」、離婚率は「離婚件数／人口×1,000」で算出したもの

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢の推移をみると、全国、徳島県とともに、平成2年から平成24年にかけて、夫では2歳程度、妻では3歳程度、平均年齢が上がっており、晩婚化の進行がうかがえます。

■ 平均初婚年齢の推移

単位：歳

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
徳島県	夫	27.8	28.0	28.0	29.1	29.5	30.1
	妻	25.3	25.7	26.3	27.4	28.1	28.4
全国	夫	28.4	28.5	28.8	29.7	30.3	30.6
	妻	25.9	26.3	27.0	27.9	28.6	28.9

資料：厚生労働省「人口動態調査」

(5) 晩産化・少子化の動向

①母親の年齢階級別出生数

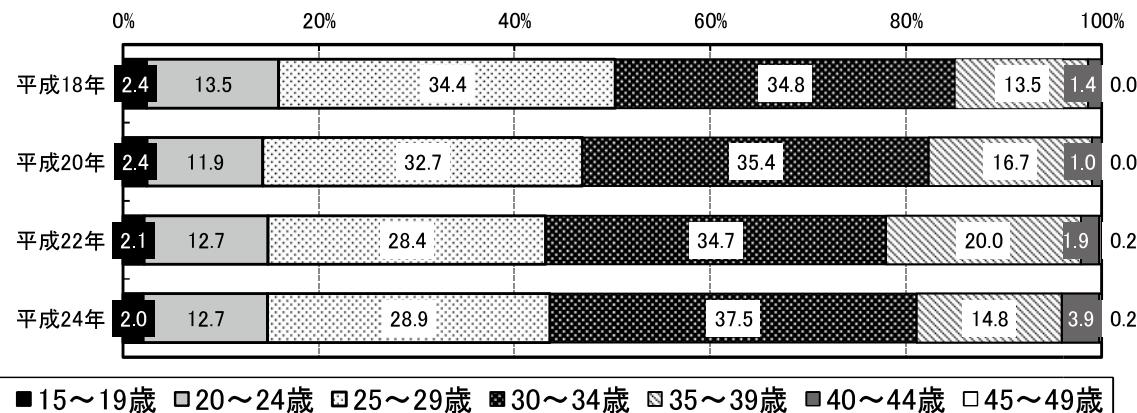
本市の母親の年齢階級別出生数において、平成18年と平成24年の割合を比べると、15歳～29歳の割合が減少しており、30歳以上の割合は増加しています。

■母親の年齢階級別出生数・割合の推移

単位：人、%

区分		平成18年		平成20年		平成22年		平成24年	
		出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合
母親の年齢	合計	422	100.0	413	100.0	426	100.0	440	100.0
	15～19歳	10	2.4	10	2.4	9	2.1	9	2.0
	20～24歳	57	13.5	49	11.9	54	12.7	56	12.7
	25～29歳	145	34.4	135	32.7	121	28.4	127	28.9
	30～34歳	147	34.8	146	35.4	148	34.7	165	37.5
	35～39歳	57	13.5	69	16.7	85	20.0	65	14.8
	40～44歳	6	1.4	4	1.0	8	1.9	17	3.9
	45～49歳	0	0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.2

資料：厚生労働省「人口動態統計」



②世帯あたりの子どもの数

一世帯あたりの子どもの数（18歳未満）をみると、本市では平成22年に1.70人となっており、全国や徳島県と同水準となっていますが、県内他市と比べると2番目に少ない数値となっています。

■世帯あたりの子どもの数

単位：人

	鳴門市	徳島市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市	三好市	徳島県	全国
平成17年	1.72	1.66	1.70	1.76	1.73	1.77	1.72	1.79	1.71	1.71
平成22年	1.70	1.66	1.73	1.75	1.72	1.75	1.73	1.74	1.70	1.70

※世帯当たりの子どもの数は「18歳未満世帯人員」／「18歳未満世帯員のいる一般世帯数」

資料：国勢調査

(6)世帯の状況

①世帯数と平均世帯人員

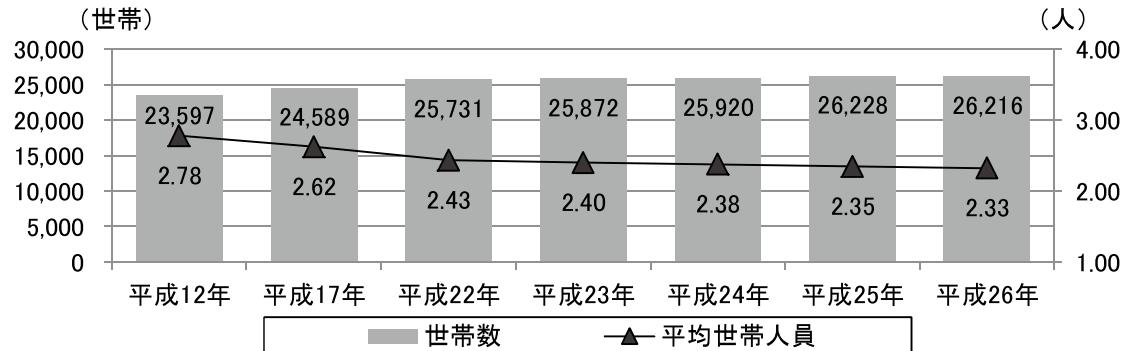
平成12年から平成26年までの世帯数と平均世帯人員の推移をみると、世帯数は年々増加していますが、平均世帯人員は減少しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
世帯数	23,597	24,589	25,731	25,872	25,920	26,228	26,216
総人口	65,639	64,537	62,645	62,137	61,628	61,535	60,983
平均世帯人員	2.78	2.62	2.43	2.40	2.38	2.35	2.33

資料：住民基本台帳（各年3月末）



②世帯構成

平成2年から平成22年までの世帯構成をみると、核家族世帯は2,341世帯増加しており、核家族を構成する、夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯が増加しています。

■世帯構成別世帯数の推移

単位：世帯

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	19,052	20,472	21,743	22,263	22,932
核家族世帯	10,869	11,726	12,621	13,045	13,210
夫婦のみの世帯			4,376	4,681	4,857
夫婦と子どもからなる世帯			6,615	6,427	6,236
男親と子どもからなる世帯			266	318	342
女親と子どもからなる世帯			1,364	1,619	1,775
核家族以外の世帯	5,111	4,786	4,300	3,876	3,402
非親族を含む世帯	16	48	56	70	150
単独世帯	3,056	3,912	4,766	5,272	6,157

※不詳を含むため、合計が合わない場合がある

資料：国勢調査

(7) 就労の状況

①男女別就業率

男女別の15歳以上の就業者数の推移をみると、男女ともに、平成2年から平成7年にかけては増加していますが、その後、平成22年にかけては減少している傾向となっています。

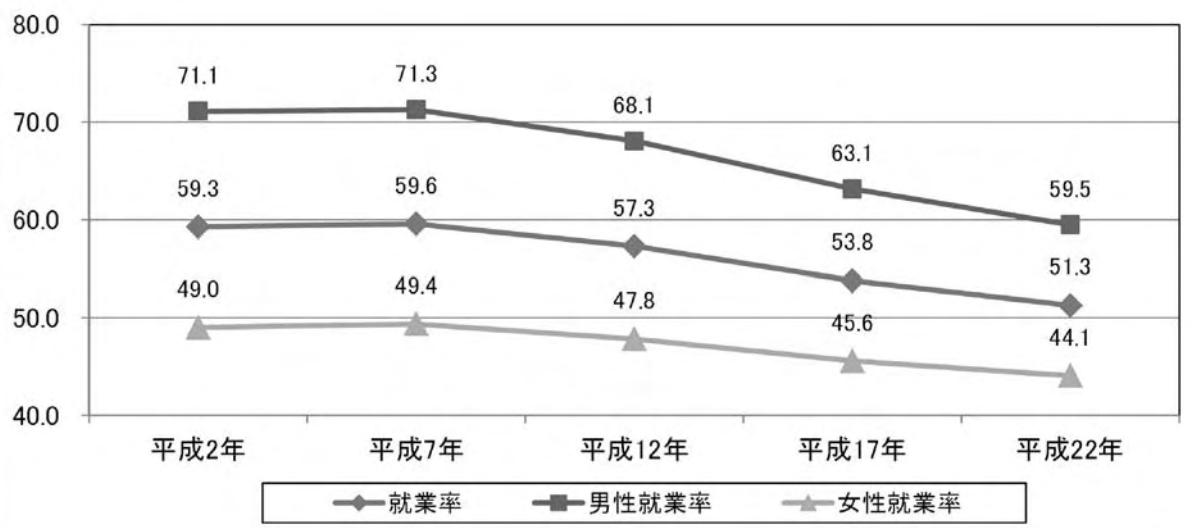
男女別の就業率の推移では、平成2年と比べて平成22年の割合では、男性就業率が11.6ポイント、女性就業率が4.9ポイント減少しています。

■男女別15歳以上人口に対する就業者数・就業率の推移

単位：人、%

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	15歳以上人口	52,962	54,885	55,600	55,016	53,677
	うち就業者数	31,398	32,691	31,845	29,590	27,518
	就業率	59.3	59.6	57.3	53.8	51.3
男性	15歳以上人口	24,600	25,546	25,949	25,711	25,092
	うち就業者数	17,494	18,207	17,661	16,235	14,925
	就業率	71.1	71.3	68.1	63.1	59.5
女性	15歳以上人口	28,362	29,339	29,651	29,305	28,585
	うち就業者数	13,904	14,484	14,184	13,355	12,593
	就業率	49.0	49.4	47.8	45.6	44.1

資料：国勢調査



②女性の就業率

平成22年における本市の女性の就業の状況をみると、就業者数は55～59歳が最も多く1,483人となっています。

就業率については、25～29歳に急激に増加し、その後の子育て期に減少するものの、40～44歳にかけて再び増加する、いわゆるM字曲線を示しています。

また、本市の就業率を全国の数値と比べると、25歳から59歳の間で、全国の割合よりも高くなっています。

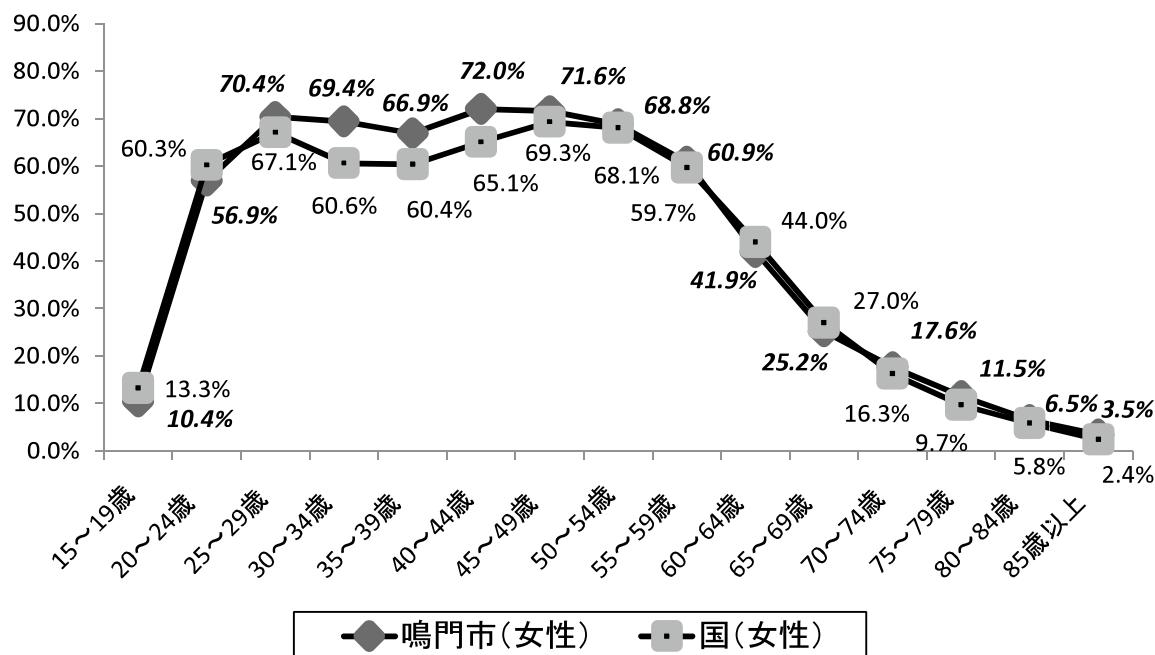
■女性の5歳階級別就業率

単位：人、%

	全体	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
人口	28,585	1,364	1,461	1,503	1,738	2,071	1,909	1,872
就業者数	12,593	142	832	1,058	1,206	1,386	1,375	1,340
就業率	44.1%	10.4%	56.9%	70.4%	69.4%	66.9%	72.0%	71.6%
全国(率)	44.7%	13.3%	60.3%	67.1%	60.6%	65.1%	68.8%	69.3%

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
人口	1,901	2,435	2,788	2,248	1,871	1,985	1,729	1,710
就業者数	1,308	1,483	1,167	566	330	229	112	59
就業率	68.8%	60.9%	41.9%	25.2%	17.6%	11.5%	6.5%	3.5%
全国(率)	68.1%	59.7%	44.0%	27.0%	16.3%	9.7%	5.8%	2.4%

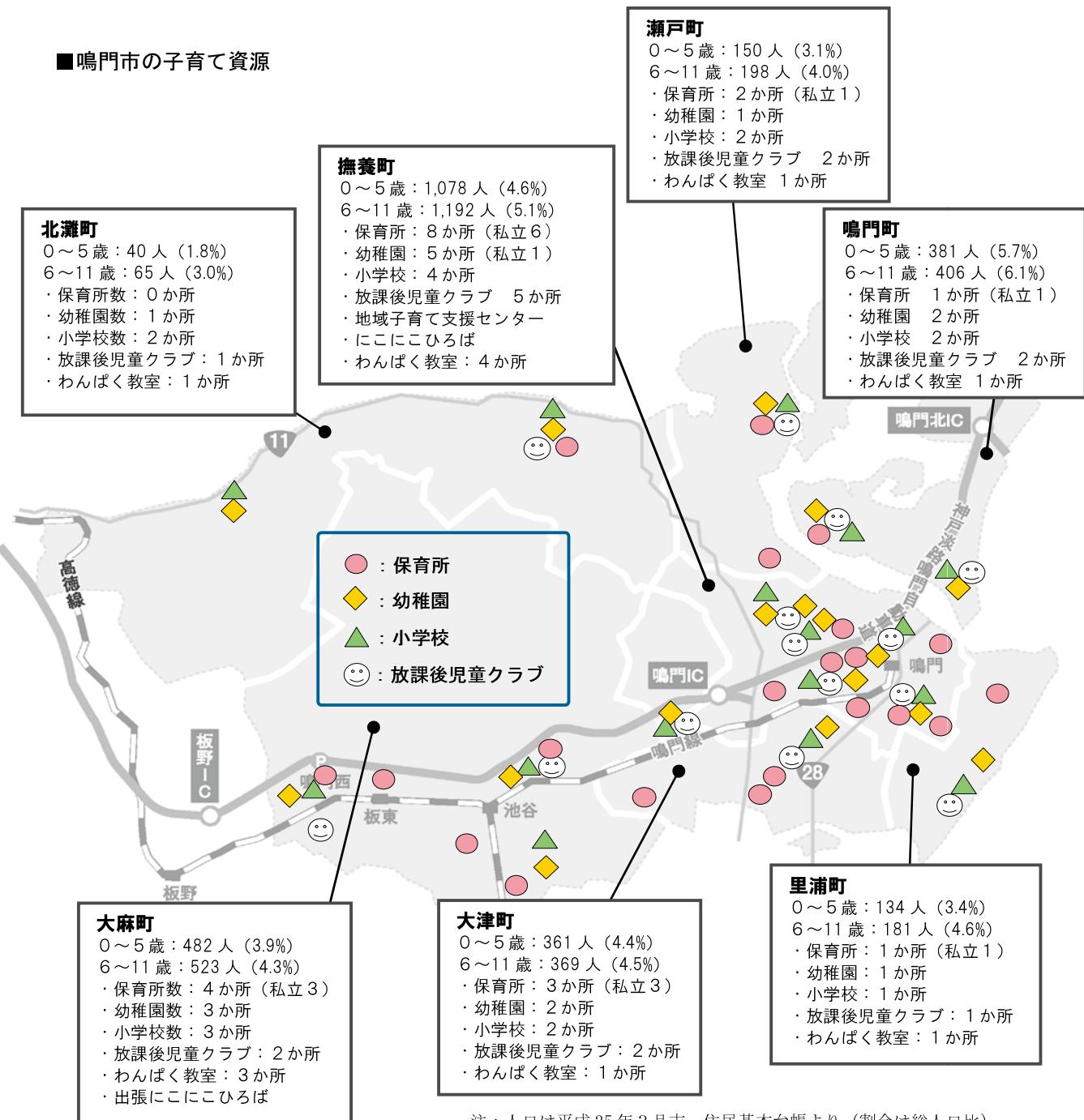
資料：国勢調査（平成22年）



(8) 地域における保育所・幼稚園等の状況

地域別の人団や資源の状況をみると、撫養町は児童人口数、施設・資源ともに最も多く、次いで大麻町が多くなっています。鳴門町は児童人口割合が最も高く、地域内で人口が伸びている地域です。また、里浦町や北灘町については、児童人口数、施設等が少ない地域となっています。

■鳴門市の子育て資源



注：人口は平成25年3月末 住民基本台帳より（割合は総人口比）

資料：鳴門市子育てハンドブック、子どもいきいき課

■地域別的小学校、幼稚園、保育所等の状況（平成26年5月時点）

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
撫養町	撫養小学校	撫養幼稚園	73	林崎保育所(公)	60
	黒崎小学校	黒崎幼稚園	40	中央保育所(公)	80
	桑島小学校	桑島幼稚園	53	正興寺保育園	60
	林崎小学校	精華幼稚園	104	つくし保育所	60
		聖母幼稚園(私)	84	うずしお保育園	90
		合計	354	岡崎保育所	40
				桑島保育所	60
				木津さくらんぼ保育園	45
				合計	459

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
里浦町	里浦小学校	里浦幼稚園	40	里浦ちどり保育所	45
		合計	40	里浦保育所(公・休所)	
				合計	45
					30

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
鳴門町	鳴門西小学校	成穂幼稚園	93	いづみ保育園	60
	鳴門東小学校	鳴門東幼稚園	7	合計	60
		合計	100		60

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
瀬戸町	明神小学校	明神幼稚園	61	明神善隣館保育所	60
	瀬戸小学校	瀬戸幼稚園(休園)		瀬戸保育所(公)	20
	島田小学校(休校)	島田幼稚園(休園)		合計	80
		合計	61		71

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
大津町	第一小学校	第一幼稚園	95	矢倉保育園	60
	大津西小学校	大津西幼稚園	41	矢倉乳児保育園	20
		合計	136	すみれ保育園	50
				合計	126

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
北灘町	北灘東小学校	北灘東幼稚園(休園)		長寿寺保育園(休園)	
	北灘西小学校	北灘西幼稚園	3	合計	
		合計	3		

町名	小学校	幼稚園		保育所	
			児童数		定員
大麻町	堀江北小学校	堀江北幼稚園	37	みどり保育所(公)	45
	堀江南小学校	堀江南幼稚園	12	すぐすぐ保育園(※)	60
	板東小学校	板東幼稚園	73	板東ゆたか保育園	60
		合計	122	板東みやま保育園	40
				市場乳児保育所(公・休所)	
				合計	34
					205
					152

※の施設は27年度から認定こども園へ移行

2 子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

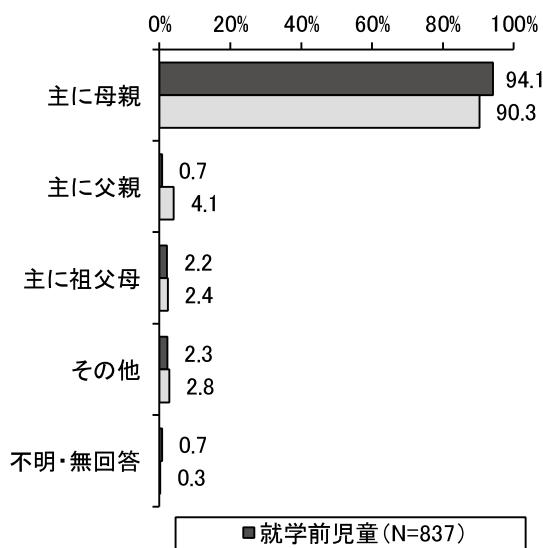
- 調査地域：鳴門市内
- 調査対象者：市内在住の0～6歳の未就学の子どものいる家庭（1,800人）
 - 市内在住の小学校1～3年生の子どものいる家庭（700人）
- 有効回収数：①就学前児童 837人（回収率 46.5%）
②小学校児童 290人（回収率 41.4%）
※有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数
- 調査期間：平成25年10月15日～平成25年10月31日
- 調査方法：住民基本台帳を基に対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収

(2) 結果概要

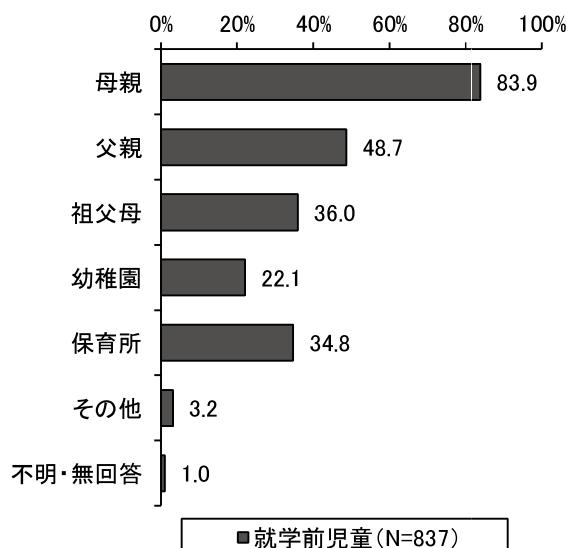
① 子育ての状況について

子育て（教育）を主に行っている方は、就学前児童、小学校児童ともに「主に母親」の割合が9割を超え、特に高い結果となっています。また、子育て（教育）に日常的に関わっている人・施設では、就学前児童において「母親」の割合が8割を超えており、母親に子育ての負担がかかっている現状がうかがえます。

■子育て（教育）を主に行っている人



■子育て（教育）に日常的に関わっている人・施設

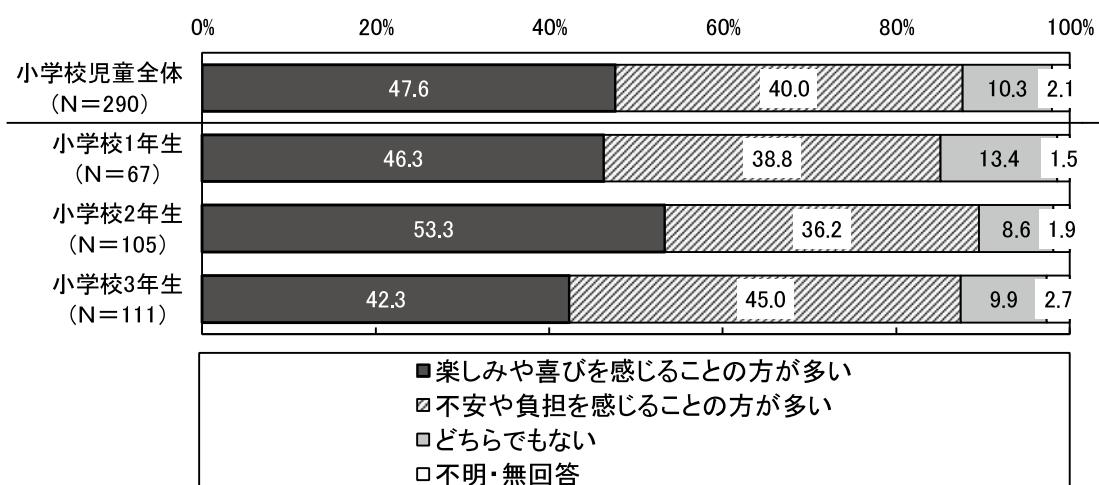
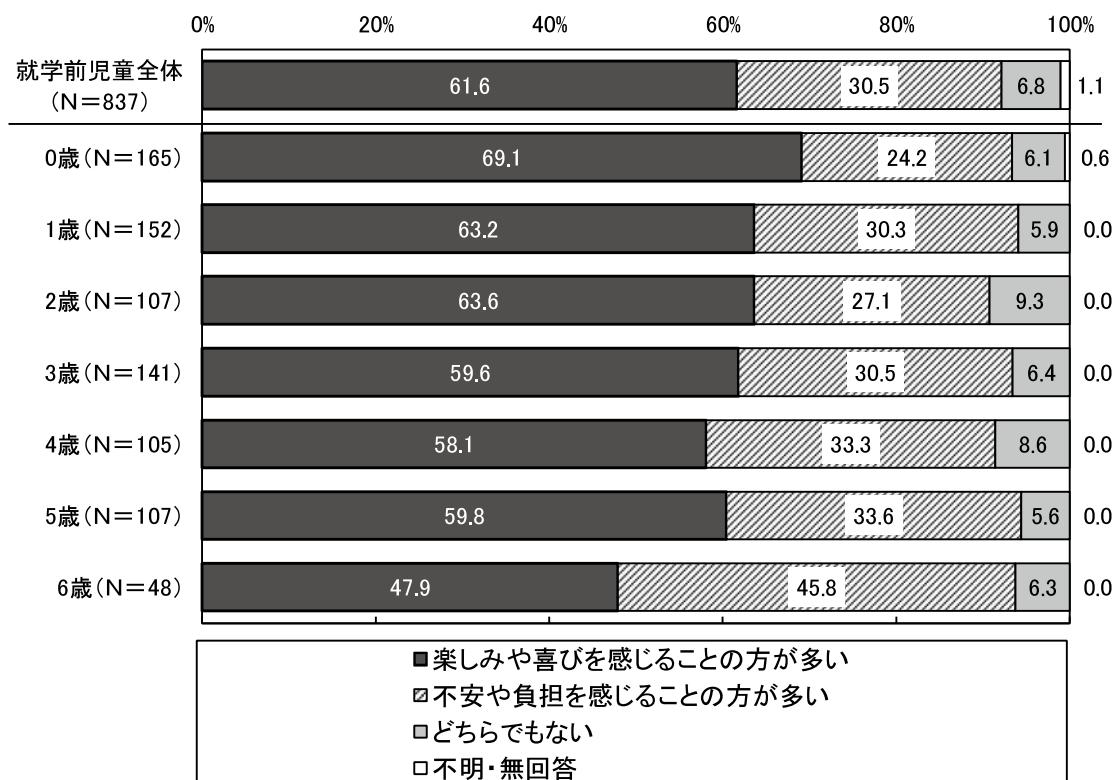


②子育ての不安感・負担感

子育て（教育）の不安感・負担感についてみると、就学前児童では「楽しみや喜びを感じることの方が多い」の割合が約6割、小学校児童では約5割となっています。

一方で、「不安や負担を感じることの方が多い」の割合が就学前児童では約3割、小学校児童では4割となっており、年齢別にみると、就学前児童は『6歳』、小学校児童では『小学校3年生』での割合が高くなっています。比較的年齢層が高くなるにつれて不安や負担感が高くなっている傾向がうかがえます。

■子育てにおける不安や負担感の有無



③日頃、子どもをみてもらえる環境

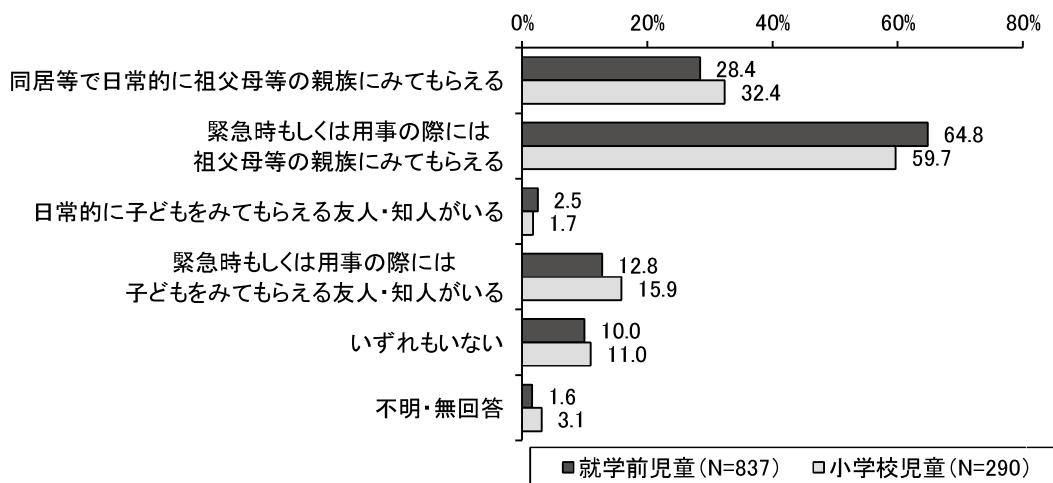
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童、小学校児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高くなっています。

一方、「いざれもない」が、就学前児童、小学校児童ともに1割程度うかがえます。

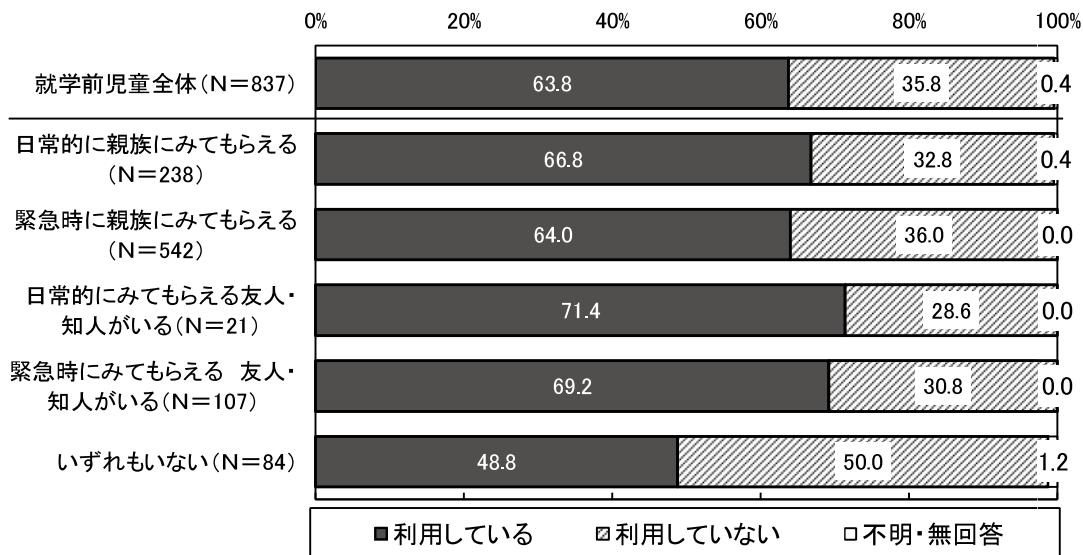
また、子どもをみてもらえる親族・知人の状況別に、定期的な教育・保育の利用状況をみると、『いざれもない』では「利用していない」が5割となっており、他の項目と比べて高くなっています。

今後、こうした潜在的に支援が必要と考えられる家庭に対して、何らかの対応を図ることが望まれます。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



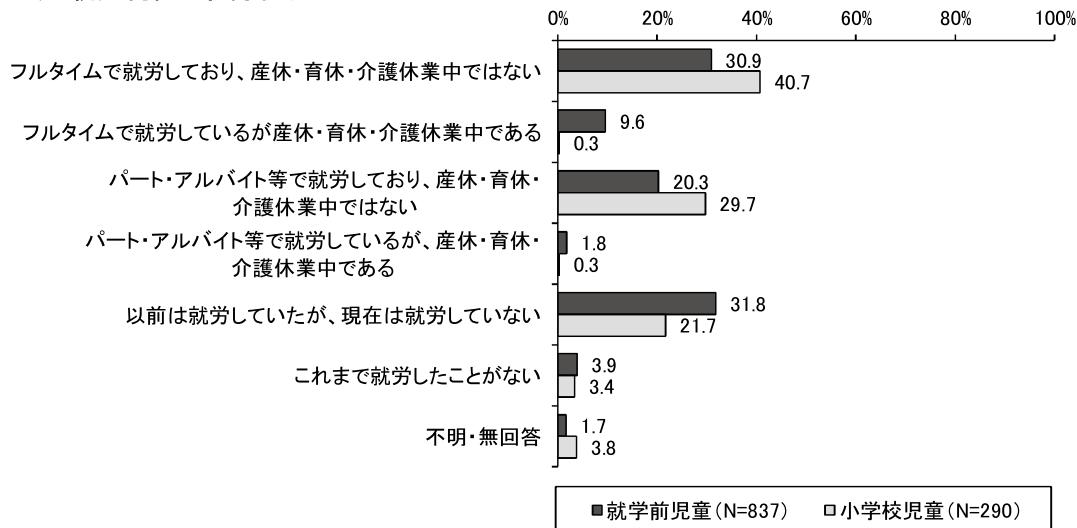
■定期的な教育・保育事業の利用の有無



④母親の就労状況

就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学校児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がそれぞれ最も高く、子どもが小さいうちは就労せず、小学生になると働く母親の割合が増えている状況となっています。

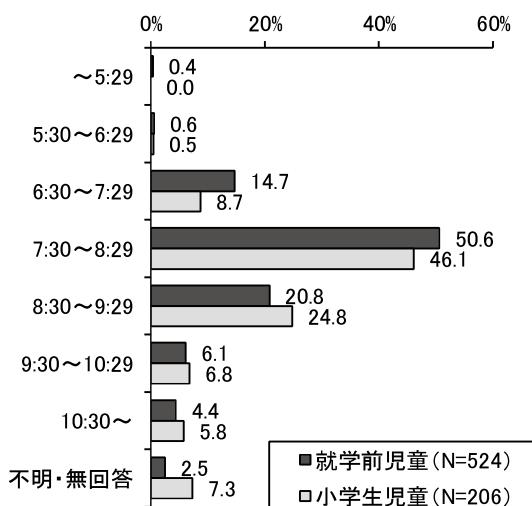
■【母親】現在の就労状況について



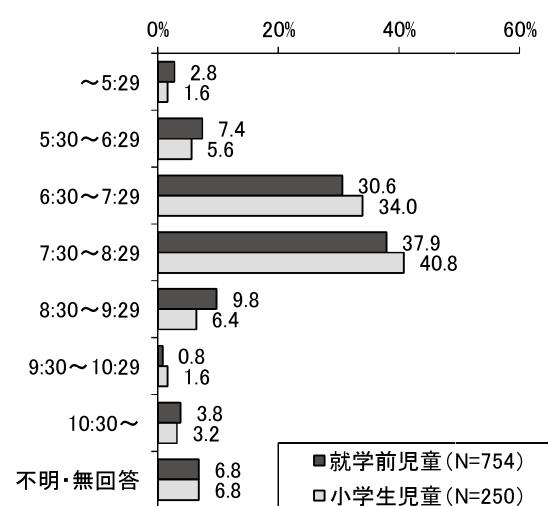
⑤(就労している方の)家を出る時間と帰宅時間

母親の家を出る時間については、就学前児、小学校児童ともに「7:30～8:29」の時間帯の割合が最も高く、父親の家を出る時間については、就学前児、小学校児童ともに「7:30～8:29」の時間帯の割合が最も高いものの、「6:30～7:29」の時間帯も高い状況となっています。

■【母親】家を出る時間

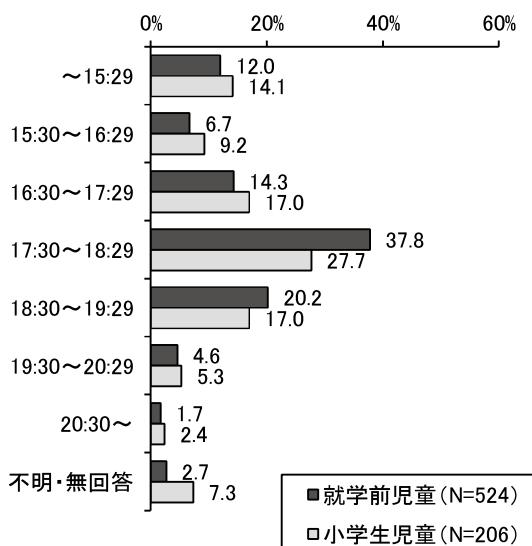


■【父親】家を出る時間

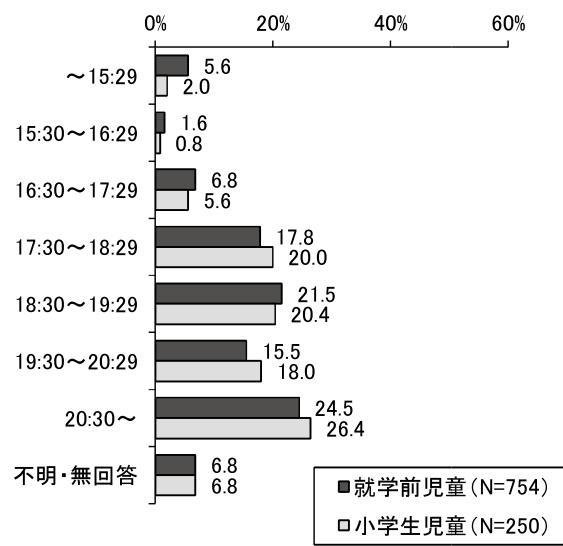


母親の帰宅時間については、就学前児童、小学校児童ともに「17:30～18:29」の時間帯の割合が最も高く、父親の帰宅時間については、就学前児童、小学校児童ともに「20:30～」の時間帯が最も高い状況となっています。

■ [母親] 帰宅時間



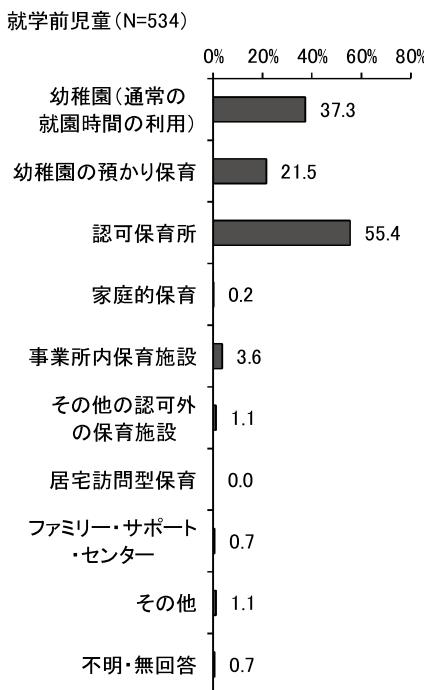
■ [父親] 帰宅時間



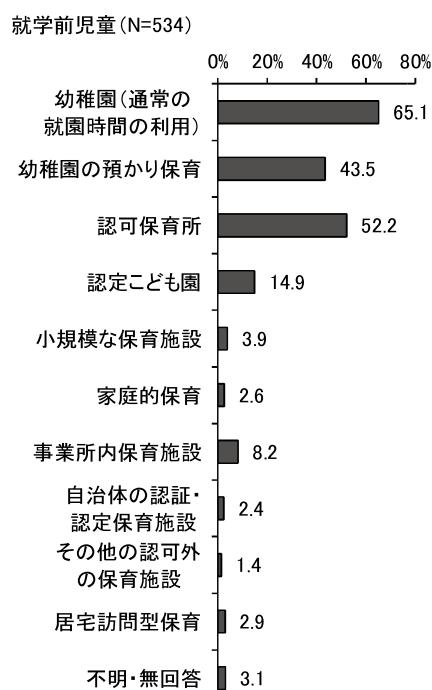
⑥就学前児童の教育・保育のニーズ

就学前児童における教育・保育の現在の利用と今後の利用意向をみると、「幼稚園（預かり保育含む）」や「認定こども園」でのニーズが高くなっています。

■現在、定期的に利用している教育・保育の事業



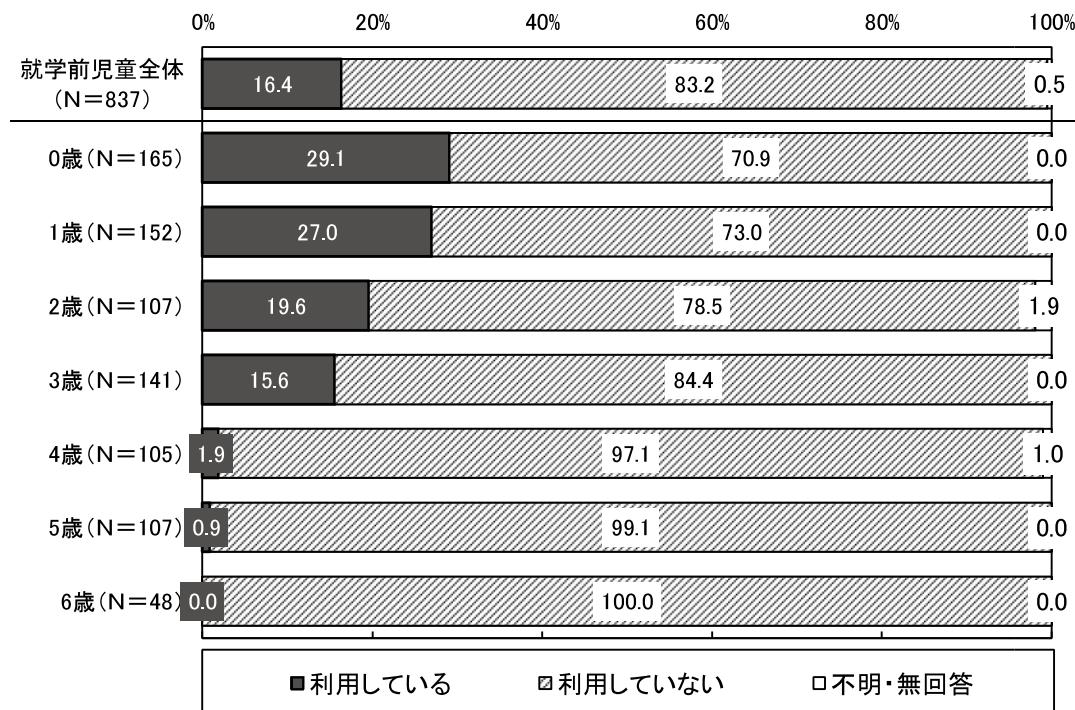
■今後、定期的に利用したい教育・保育の事業



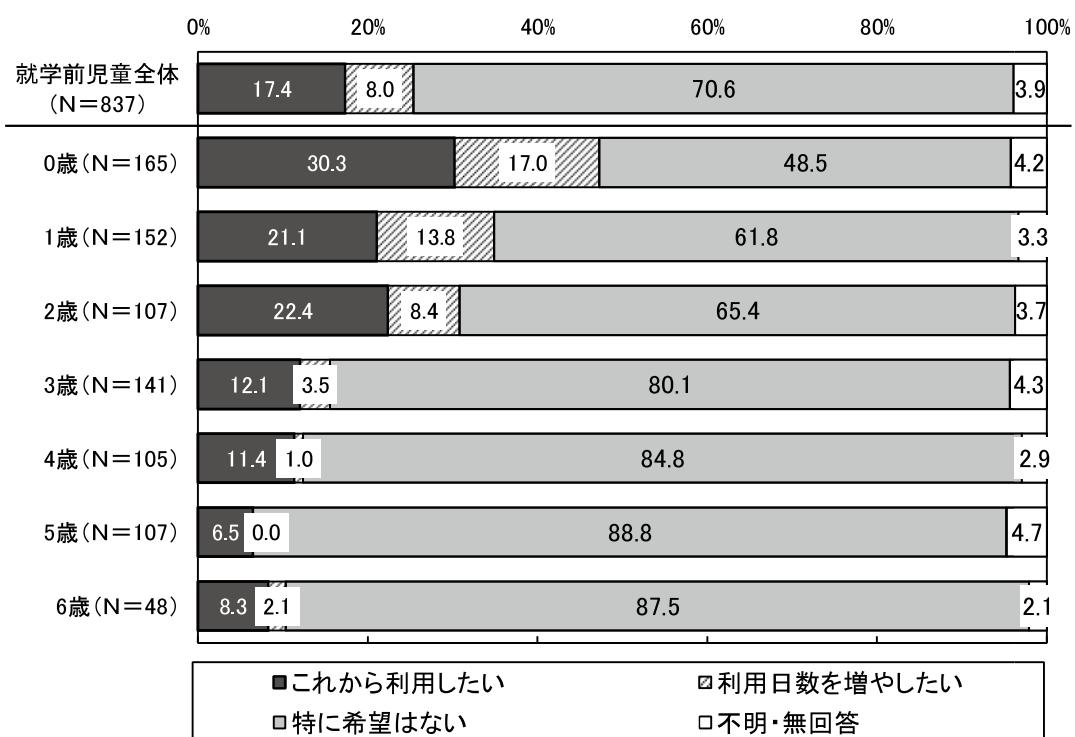
⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、にこにこひろば等）の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況や利用意向についてみると、就学前児童では、特に『0歳』～『2歳』の年齢層において、「（現在）利用している」「（今後）利用したい」の割合が他の年齢層と比べて高くなっています。

■現在の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、にこにこひろば等）の利用について



■今後の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、にこにこひろば等）の利用希望について

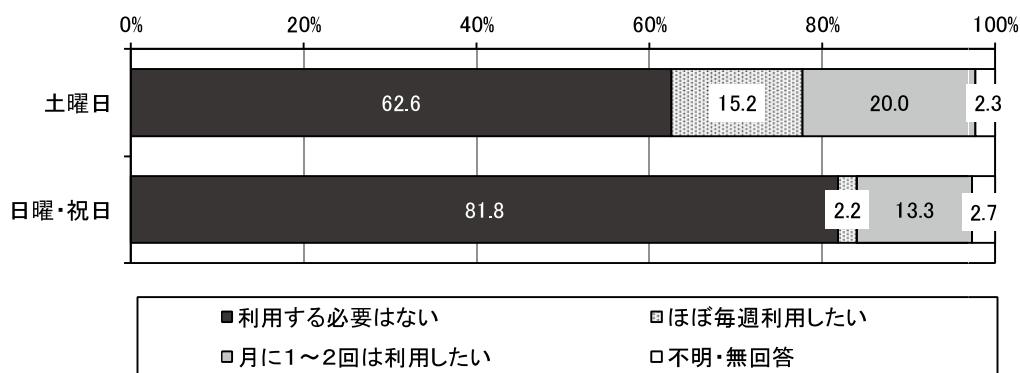


⑧土曜・休日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

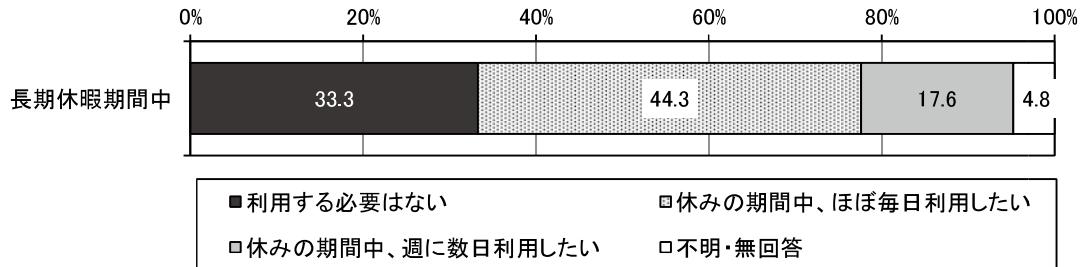
就学前児童における土曜日の教育・保育事業の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」が1割強となっています。また、幼稚園の長期休暇中における利用意向は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が4割を超えており、土日等の意向と比べてニーズが高くなっています。

■土曜日・日曜日（祝日）、長期休暇中の定期的な教育・保育の事業の利用希望

就学前児童(N=837)



就学前児童(N=210)

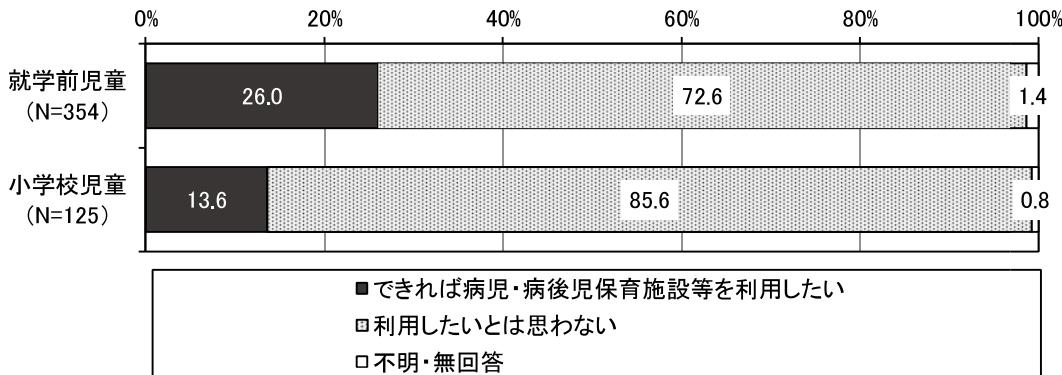


※長期休暇中の意向は、現在「幼稚園」を利用している方のみ

⑨病児・病後児保育事業の利用希望

病児・病後児保育事業の利用希望をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童では2割を超え、小学校児童では1割を超えています。

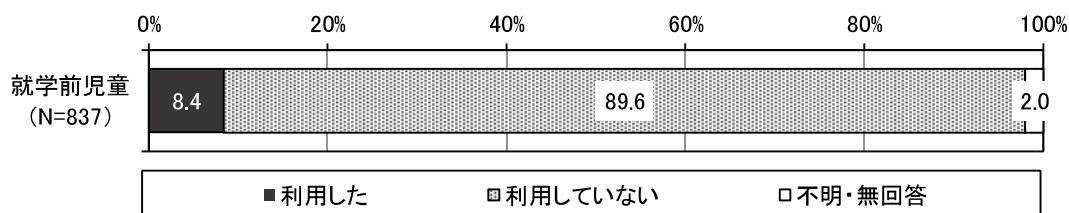
■子どもが病気の際に病児・病後児保育事業を利用したいか



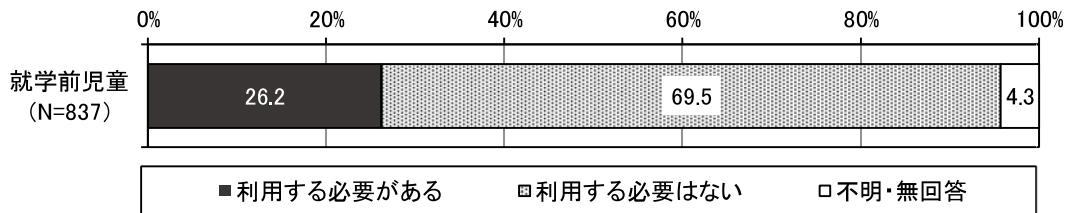
⑩不定期の一時預かり事業の利用

就学前児童における不定期の一時預かり事業についてみると、「利用した」は1割未満となっていますが、「(今後) 利用する必要がある」については2割を超えています。

■不定期の一時預かり事業の利用状況



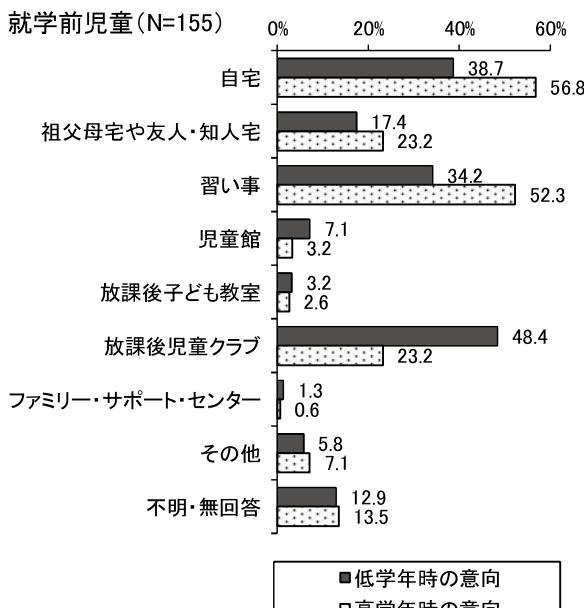
■不定期の一時預かり事業の今後の利用希望



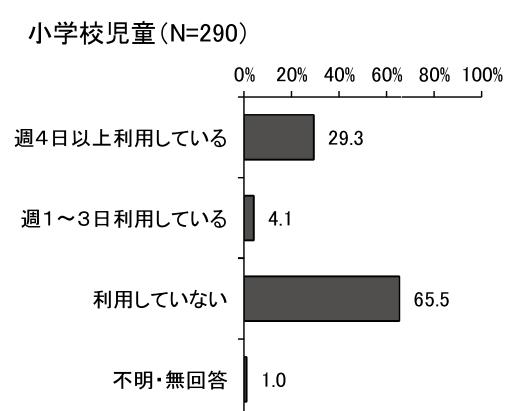
⑪放課後の過ごし方

放課後の過ごし方について、就学前児童の低学年時の意向では「放課後児童クラブ」が約5割となっていますが、高学年時の意向では「自宅」や「習い事」が多くなっています。また、小学校児童での放課後児童クラブの利用状況をみると、「週4日以上利用している」は約3割となっています。

■就学後、放課後過ごさせたい場所（5歳以上のみ回答）



■現在の放課後児童クラブの利用状況

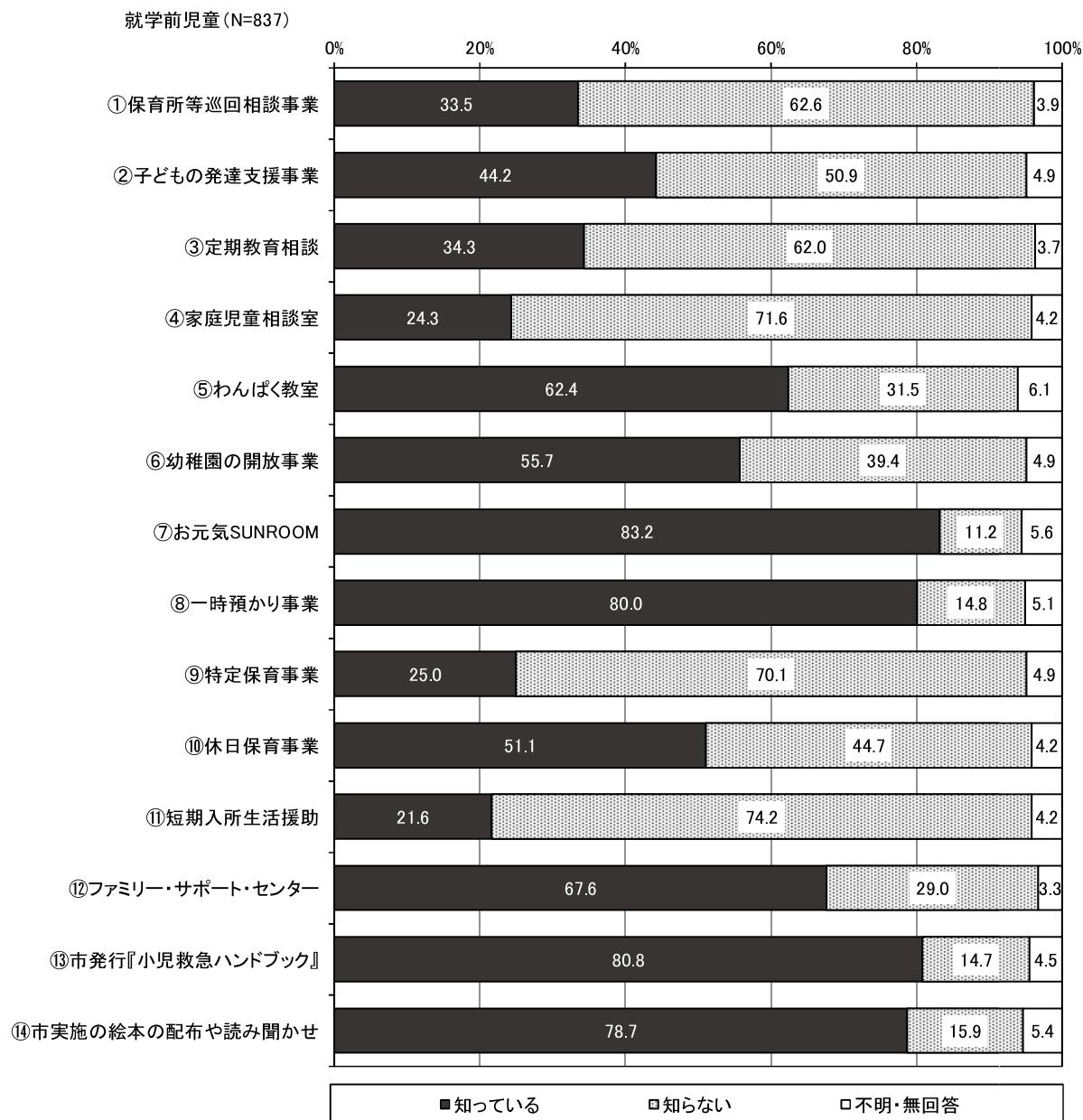


⑫各種の子育て支援サービスの評価

就学前児童における各種の子育て支援サービスの認知度をみると、『⑦お元気SUNROOM』『⑬市発行「小児救急ハンドブック」』『⑧一時預かり事業』については、「知っている」の割合が8割を超え、高くなっています。

一方、『⑪短期入所生活援助』『④家庭児童相談室』『⑨特定保育事業』については、「知らない」の割合が7割を超えています。

■各種の子育て支援サービスの認知度



■知っている

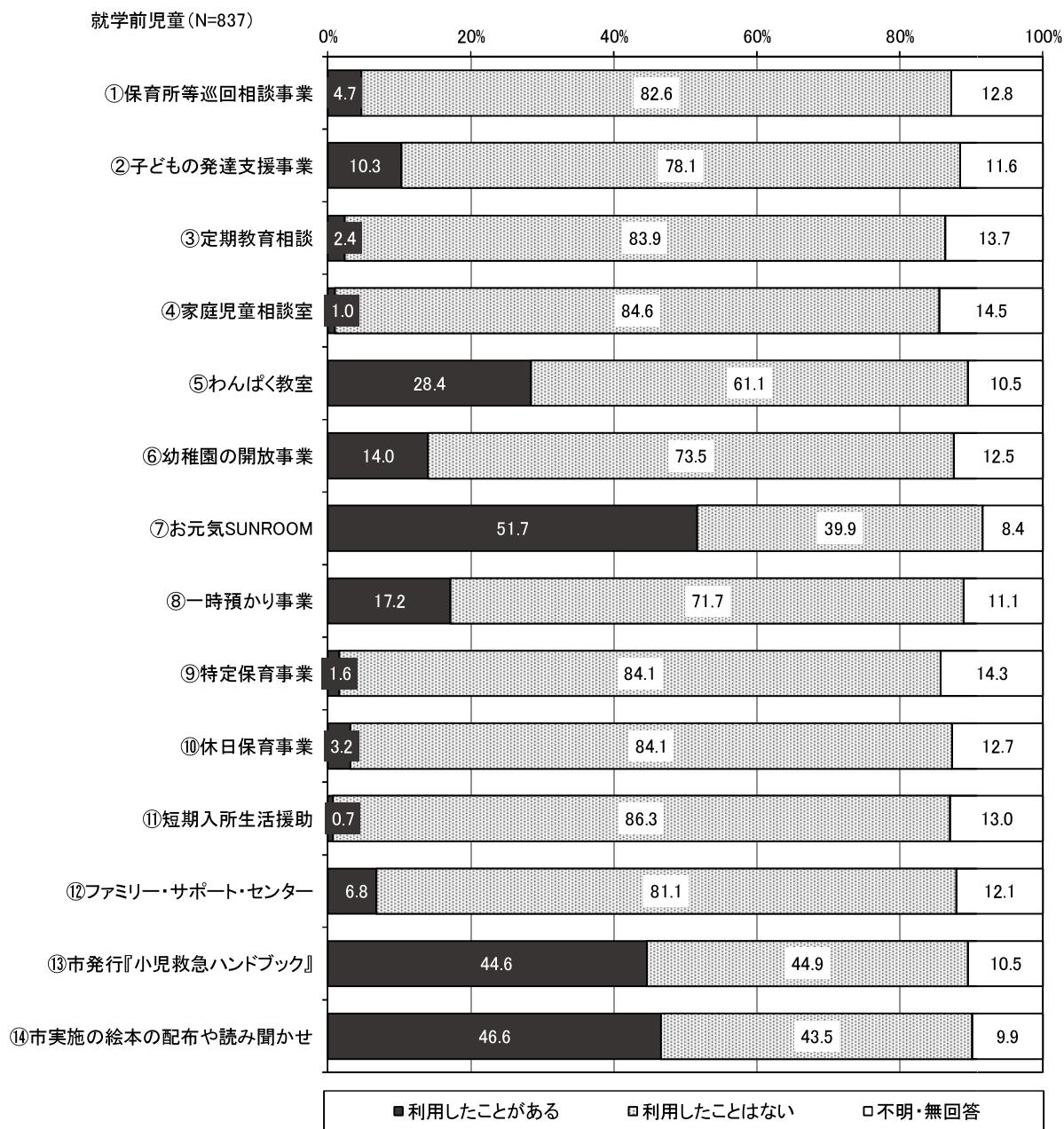
□知らない

□不明・無回答

就学前児童における各種の子育て支援サービスの利用状況をみると、『⑦お元気SUNROOM』『⑬市発行「小児救急ハンドブック」』『⑭市実施の絵本の配布や読み聞かせ』については、「利用したことがある」の割合が4割を超えていました。

一方、「利用したことない」の割合が8割を超える事業がありました。

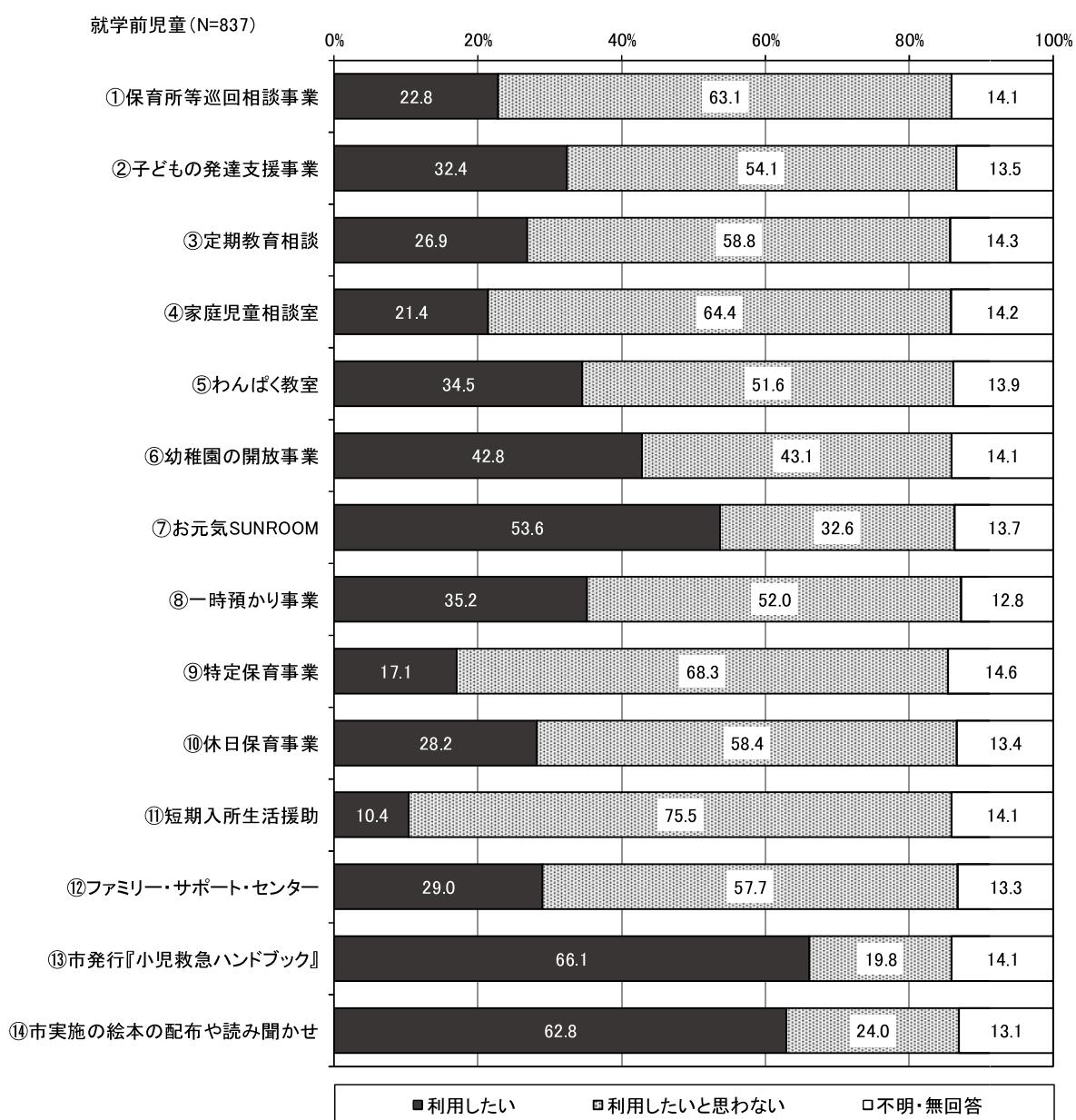
■各種の子育て支援サービスの利用状況



就学前児童における各種の子育て支援サービスの今後の利用意向をみると、『⑭市実施の絵本の配布や読み聞かせ』『⑬市発行「小児救急ハンドブック」』『⑦お元気 SUNROOM』については、「利用したい」の割合が5割を超えています。

一方、『⑪短期入所生活援助』については、「利用したいと思わない」の割合が7割を超え、最も高くなっています。

■各種の子育て支援サービスの今後の利用希望



3 子育て全般に関するご意見



※アンケート調査の自由回答および審議会での意見などより一部抜粋したものです

4 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の進捗状況

■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	平成 25 年度 【現状】
1) 平日日中の保育サービス			
3歳未満児 認可保育所（人）	680	650	688
3歳以上 認可保育所（人）	360	340	352
3歳以上 認可保育所＋家庭的保育＋ 幼稚園の預かり保育（人）	760	700	794
2) 延長保育事業			
実施か所数（か所）	15	17	18
利用者数（人）	75	85	75
3) 夜間保育事業			
実施か所数（か所）	0	1	0
利用者数（人）	0	20	0
4) トワイライトステイ事業			
実施か所数（か所）	3	3	4
利用者数（人）	5	7	3
5) 休日保育事業			
実施か所数（か所）	1	1	1
利用者数（人）	60	70	36
6) 病児・病後児保育事業〔病児対応型・病後児対応型〕			
実施か所数（か所）	1	1	1
利用者数（人日／年）	200	300	288
7) 病児・病後児保育事業〔体調不良児対応型〕			
実施か所数（か所）	2	3	3
利用者数（人日／年）	350	600	422
8) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）			
実施か所数（か所）	12	15	15
利用者数（人）	580	650	549
9) 一時預かり事業			
実施か所数（か所）	7	7	7
利用者数（人日／年）	4,500	5,500	6,365
10) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数（か所）	1	2	2
11) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数（か所）	1	1	1
12) ショートステイ事業			
実施か所数（か所）	4	4	5

5 課題のまとめ

■多様化する教育・保育ニーズに対応する子育て支援

総人口の減少とあいまって、子どもの人数が減少傾向となっている一方で、保育所へ入所を希望する子どもの割合は増加傾向にあり、保育の質の向上や子育て支援の充実、認定こども園を望む声など、多様化するニーズに応えていく必要があります。

■子どもの健やかな育ちのための支援

晩婚化や晩産化が進む中、一世帯あたりの子どもの数も減少している現状がうかがえます。また、子どもの発達に応じて、子育ての不安感や負担感を感じる割合も高まっており、出産までのサポートや親子の健康確保、子どもの年齢に応じた育児への支援が必要となっています。

■すべての子どもや家庭への取り組み

現状からは、核家族化が進み、ひとり親家庭も増加している傾向がうかがえます。また日ごろ、親族や知人に子どもをみてもらう環境がない家庭があることや、発達障がいなどの特別な支援を必要とする子どもへのサポートを求める声があります。それらの支援を必要とする子どもや支援が行き届きにくい家庭についても必要なサポートをしていくことが重要です。

■まちぐるみの子育て支援

「地域のふれあい、つながりのなかで子どもたちを育てたい」といった意見もあり、公的な子育て支援だけでなく、地域全体で子どもを見守っていく支え合いづくりが必要となっています。また、8～9割の家庭で母親が子育ての中心となっていることから、父親の育児参加や、家庭と仕事の両立についても、企業をはじめ、まちぐるみでサポートすることが必要となっています。

■子どもの安全・安心な居場所の確保

子どもの居場所について、安全・安心に過ごさせたいという声があり、子どもたちが使う歩道や施設だけでなく、災害時の対応や犯罪を未然に防ぐ取り組みなど、安全・安心に配慮した子育て環境づくりが求められています。



第3章 計画の基本理念および施策の展開

1 基本理念

本市では、鳴門市自治基本条例の理念のもと、第六次鳴門市総合計画の中で、「結び合う絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」を将来都市像（鳴門市がめざす 10 年後のまちの姿）と定め、市民参画と協働のまちづくりを進め、市民一人ひとりが、鳴門のまちに愛着と誇りを持って鳴門を語ることができ、だれもが鳴門市に生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かったと実感できるまちづくりに取り組んでいます。

この取り組みを計画的に進めるうえで、それぞれの分野で基本目標を定め、さらに政策とめざす姿を位置づけています。

～第六次鳴門市総合計画～（計画期間：平成 24 年度から平成 33 年度）

- ・将来都市像：「結び合う絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」
- ・基本目標 2：「ずっと笑顔で 生きがい感じる まちづくり」
- ・位置づけた政策とめざす姿：

「子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち なると」

安心して子どもを生み育てることができるまちづくりが進み、地域に子どもたちの笑顔と歓声があふれています。

また、次世代育成支援対策行動計画（後期計画）では、本市の恵まれた地理的条件や自然環境、教育、歴史、文化などの、素晴らしい環境の中で、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながら健やかに生まれ育ち、そして、子どもたちを見守るすべての人たちが、子どもとのふれあいの中で喜びや生きがいに満ちた生活が送れるよう、計画を推進してきました。

本計画では、これらの流れを継承しつつ、まちぐるみで子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

自然とふれあい笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると

- 自然とふれあい・・・豊かな自然の中、のびのびと子どもが遊び、育つ鳴門への愛着を込めました。
- 笑顔がうずまく・・・笑顔から生まれる要素（安心感、元気、ふれあい、絆など）が鳴門のうずしあのように次々と生まれる、他市町村から移り住んでも、鳴門の地域に包み込まれ笑顔になれるまちのイメージを表しました。
- 子育てを始めるまち・・・今、鳴門で子育てをしている人が住みやすいだけでなく、これから鳴門で子育てしたいと思えるようなまちづくりを目指す姿勢を表しました。子どもを産む前からでも「鳴門においてよ」という気持ちを込めています。

2 基本的な視点

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、子ども虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

このような中、将来、子どもたちが、このまちに「生まれて良かった」、「住んで良かった」と感じ、「ここで自分の子どもも育てたい」と思えるような、子どもと子育て家庭に優しい、魅力あるまちづくりを推進するために、次のような視点で、本市の子ども・子育て支援を考えていくものとします。

(1) 愛する子どもたちのために

次代を担う子どもたちは鳴門の希望であり、鳴門の宝です。子どもの幸せを第一に考え、親や大人たちの都合で子どもの育ちを考えるのではなく、どうすれば子どもにとって一番良いかを常にまちぐるみで考え、「子どもの最善の利益」が実現されることが大切です。すべての子どもがのびのびと自己発揮し、心から笑い、様々なことを学ぶことができるよう、より良い環境の中で、一人ひとりの子どもに応じた、健やかな育ちを保障していく必要があります。

(2) がんばっている保護者のみなさんのために

子育てについて一番の責任者は保護者ですが、現在、様々な要因により、その子育て力が弱くなっています。それらを支える周囲の力もプライバシーなどの問題で遠慮が増え、弱まっています。

今一度、「困ったときはお互いさま」の気持ちで、周りの人から保護者に寄り添い、保護者も周りの人を頼り、子育てに対する不安や孤立感を和らげることで、子育てに喜びを感じ、親として、自信を深めながら成長していくための支援が大切です。

そのためにも、子どもの成長を保護者と地域がともに喜び合いながら、まちぐるみで支援していく必要があります。



(3) 子育てが不安なあなたのため

核家族化などにより、子育てに対する相談先を失い、不安を抱えたまま子育てをしている家庭が多くなっています。また、共働き夫婦が増え、仕事と家庭の両立に関する悩みも増えています。

緊急のとき、本当に困ったときはもちろんのこと、些細な不安や負担を感じたときなど、子どもやその保護者が気軽に相談ができ、必要なサービスが受けられるきめ細やかな環境を整える必要があります。

(4) すべての子どもと家庭のために

発達状態に応じた特別な支援が必要な子ども、障がい・疾病・食物アレルギーなどがある子ども、虐待・貧困などの状況におかれ、社会的な養護が必要な子どもなど、すべての子どもとその家族を対象としたサポートが必要です。

また、共働き家庭やひとり親家庭、保育所などの施設や地域での子育て支援事業を利用しない家庭など、すべての家庭をサポートする必要があります。

(5) 頼れるまちのみなさんとともに

本市は、「地域で子どもを育てる」という視点に立って、平成13年に「子どものまち宣言」をしました。自治基本条例を掲げるまちとして多くの市民団体が子どもの健やかな育ちのために一緒に活動を繰り広げています。行政と地域住民や事業者など様々な担い手の協働により、情報を共有しながら、まちぐるみで子どもを支え、見守り、育っていくことが大切です。

また、妊娠・出産を原因に、女性の働く機会や意欲が奪われることがないよう、まち全体で喜びを共有し、良き理解者となることで、働きやすい職場環境づくりを推進することが必要です。そのうえで、子育ての基本である「親子が絆を育むふれあいの時間」が十分に守られるよう、父親も含めた働き方の見直しなどを進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立をまちぐるみで考えていく必要があります。



「子どものまち宣言」・・・

鳴門市は、「地域で子どもを育てる」という視点に立って、子どもの夢や可能性を育む地域社会の実現をめざして、平成13年5月5日のこどもの日に「子どものまち宣言」をしています。

(6) わたしたちの鳴門だからこそ

恵まれた地理的条件や自然環境、歴史や文化など、本市の持つ特性を生かしながら、子どもたちがのびのびと遊び、成長できる環境づくりを進めることが大切です。

また、これまで緊密な相互協力関係を築いてきた鳴門教育大学が地元にあることを最大限に活かして、子ども・子育て分野での専門的な支援が実施できるよう、連携を今後一層強化していく必要があります。

さらに、本市は、市民の自発的な社会貢献活動が盛んに行われてきた地域であり、市民パワーに満ちあふれています。子育て世代のOBをはじめとする多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりを推進することがますます重要になります。



3 課題解決に向けた基本的な方向性

子どもたちの未来のために

子育てに関するアンケート調査や計画策定に向けての鳴門市児童福祉審議会での議論を通じて、鳴門市の子ども・子育てをめぐる課題の解決に向けて、基本的な視点にのっとり、次のような方向性が見いだせます。

すべての子どもと子育て家庭が、子ども・子育て支援新制度のもと、適切かつ確実に、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を活用し、またまちぐるみの支援が受けられるよう、この「子ども・子育て支援事業計画」を着実に進め、将来を担う子どもたちが鳴門のまちに愛着と誇りを持てるように子育てしやすいまちづくりを推進します。

1 教育・保育環境の充実

- 今後も待機児童を発生させることなく、小学校入学前のより質の高い教育・保育の提供を行います。
- 多様化する子どもやその保護者の教育・保育ニーズに対し、利用者の視点に立ち、行政と事業者が連携しながら地域の実情に応じて、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等は施設の形態によらず子どもの発達段階に応じて、小学校入学までに身につけるべき必要な学びの機会を提供する役割があることから、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の相互研修の機会を設けるなど、全体的な職員のレベルアップを図ります。
- 子どもだけでなく、保護者に対しても、幼稚園、保育所、認定こども園等が、子育てに関する相談に、適切に応じ、助言ができるよう、職員間の交流をはじめ自己研さんの推進を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等に求められるそれぞれの役割をふまえたうえで、小学校入学前の教育・保育環境について連携・再編を含めて総合的に検討しながら、今後も子どもと保護者のニーズに応えていきます。
- 小学校の授業終了後に、子どもたちが安心して快適に過ごせる遊びや生活の場の充実を図ります。

2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

- 結婚、妊娠、出産、育児等、それぞれの時期（ライフステージ）に応じた、継続的で切れ目のない支援・対応に取り組みます。
- 親子がともに健やかに、出産や育児ができるよう、母子保健、小児医療等の充実に取組みます。
- 子どもの年齢や発達の段階、健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養の確保等に関し、保護者の知識を深め、食を通じた子どもの健全育成を図ります。
- 子どもたちが、恵まれた自然環境の中で発達段階に応じた遊びなどを行うことで、体力を身につけ、また、向上させることができる環境づくりに取り組みます。

3 すべての子どもと家庭への支援

- 発達に支援が必要な子どもとその家庭に対する相談体制の充実を図り、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関が連携し、子どもの発達段階や状況に応じた適切な支援を行います。
- 虐待の通報義務に関する市民への啓発や、早期発見・早期対応・未然防止のための取組みが重要であり、今後も関係機関が密接に連携し、相談機関や支援体制の充実を図ります。
- 家庭・幼稚園・保育所・認定こども園・地域等と連携しながら、子どもの心に寄り添い、子ども虐待、人権侵害等の子どもをめぐる問題を解決していきます。
- ひとり親家庭が自立し、安心した暮らしを送るための相談体制や情報提供、生活支援、経済的支援等のきめ細かな支援サービスをより充実させ、生活の安定と向上をめざす取り組みを進めます。
- 共働きなどにより幼稚園、保育所、認定こども園といった施設等を利用している子どもだけでなく、在宅で子育て中の親子など、すべての子育て家庭に対する支援の充実を図ります。
- 子育てに伴う悩みや経済的負担の軽減に取り組み、子育てしやすい環境を整えていきます。
- 様々な支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関や団体との連携を深め、まちぐるみの子育て支援を充実させる取り組みを進めます。
- 情報を的確かつ迅速に発信することで、必要な人が必要なときに必要な支援を利用できるよう、多様な手段を用いた積極的な情報発信を行います。

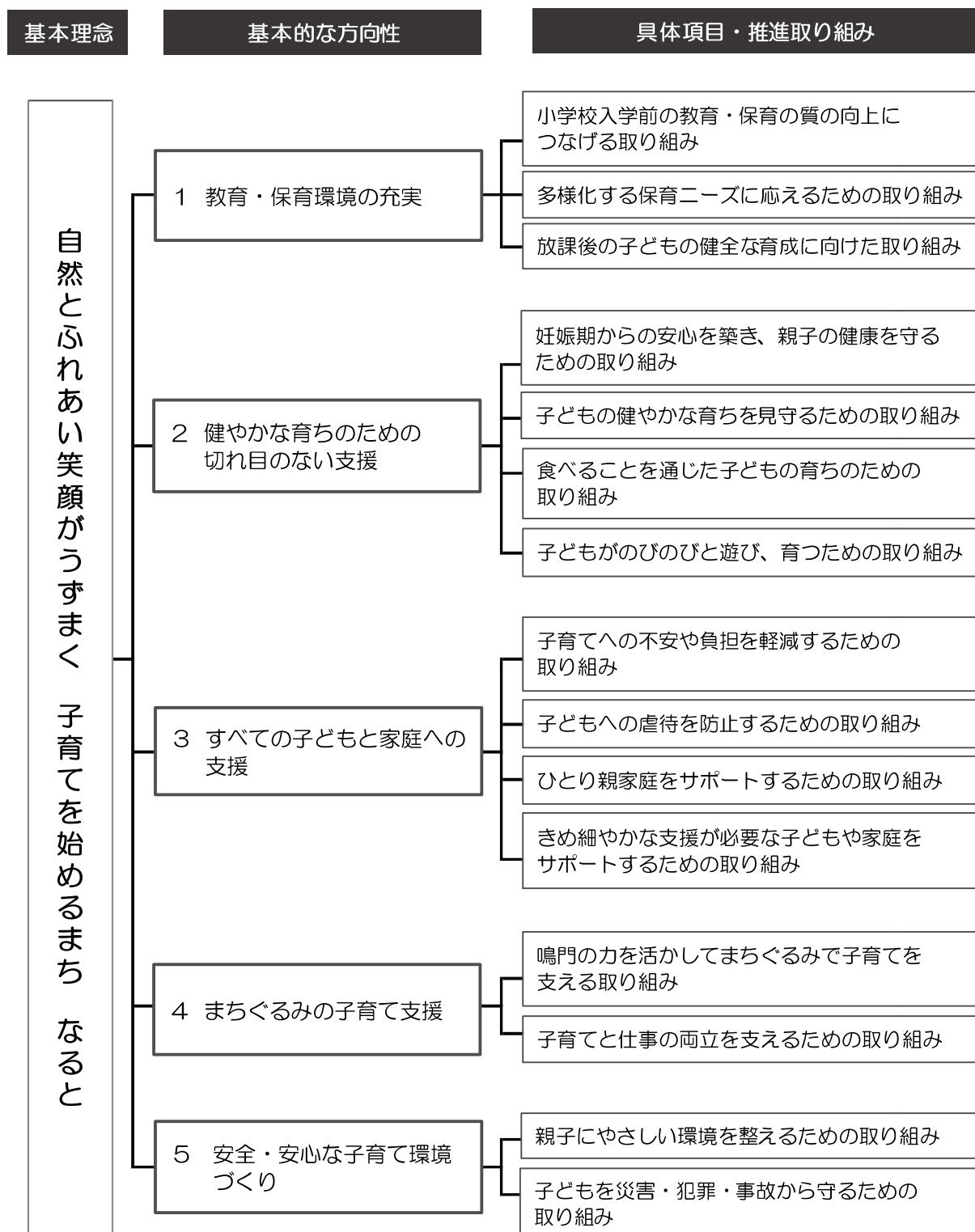
4 まちぐるみの子育て支援

- 地域で子育てを支えている支援者同士のネットワークの充実を図るとともに、行政と地域の情報の共有に努め、地域ぐるみの子育て支援を推進します。
- 解決できない不安や悩みなどを抱え込み、各家庭で孤立した子育てにならないよう、子育てに関する情報提供や相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくり・場づくりを増やす取り組みを進めます。
- 親や子ども同士での交流だけでなく、これまで蓄積されてきた子育ての知識や技術を学ぶチャンスである多世代間による集いや、豊かで柔軟な人格形成につながる異文化との交流を深めることで、子どもの育つ力につなげていきます。
- 子育てが楽しいと実感できるように、地域ぐるみで親を温かく見守り、支援する環境づくりを推進します。
- 男性も女性も、自らが望むワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が確立できるよう、関係機関や企業等、まち全体が協力しながら多様な働き方を認め合い、支え合える環境づくりに取り組みます。
- 鳴門教育大学との連携をより一層深め、子ども・子育て分野での支援の充実を図ります。

5 安全・安心な子育て環境づくり

- 犯罪や事故などに対して、子ども自身が安全に行動できるように安全教育を推進するとともに、家庭・幼稚園・保育所・認定こども園・地域等と連携し、まちぐるみでの子どもの見守りや防犯への取り組みを推進します。
- 子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や公共施設や交通環境におけるユニバーサルデザイン化（性別や能力などを問わず多くの人が利用可能なデザインにすること）を進めます。
- 子どもが、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう、防災教育を充実します。
- 子どもたちが、安全・安心な環境のもとで、教育・保育の提供を受けることができるよう取り組みます。
- 安全・安心な子どもの遊び場や居場所を確保することで、子どもと子ども、子どもと地域のつながりの構築を図ります。

4 施策の展開



第4章 子ども・子育てを支える取り組み

1 教育・保育環境の充実

(1) 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	幼稚園教諭・保育士等の資質向上	幼児期の教育・保育は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において整合性が図られています。 子どもたちが小学校に入学するまでに身につけるべき必要な学びの機会を等しく提供し、小学校教育へ円滑に接続することができるよう、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の合同研修、交流の機会を設けるなど、職員の資質向上を図ります。
2	特に配慮が必要な子どもの支援に関わる職員の資質向上	発達の状況や健康状態、家庭環境等から特に配慮が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、専門機関等との連携を強化します。
3	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進	発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実を図り、小学校教育に円滑に接続するために、関係職員の連携・交流や子どもたちの交流活動を通して相互理解を深めるなど、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携推進に取り組みます。
4	認定こども園の整備	幼稚園、保育所両方の機能をあわせ持つ認定こども園への移行を希望する私立幼稚園や保育所に対し、地域の実情や保護者のニーズを踏まえたうえで、必要な助言や支援を行います。
5	保育士の処遇改善	保育士の人材確保が課題となっていることから、保育士等が安心して保育に従事できるように、国・県の制度を活用しながら処遇改善に取り組みます。
6	鳴門教育大学との連携強化（学園都市化構想連携協力推進事業）	「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」に基づく、鳴門教育大学との教育・保育の分野での一層の連携協力のもと、鳴門町地区をモデル地区として、保育所、幼稚園、小・中学校において具体的な取り組みを進め、本市の教育・保育の充実・向上を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
7	就学前教育・保育のあり方について検討	<p>少子化が急速に進展する中、就学前教育・保育の質の向上や公立幼稚園・保育所のあり方などの検討を進めます。</p> <p>【公立幼稚園のあり方について】</p> <p>平成26年度は、鳴門市の公立幼稚園14園（休園中を除く）において、4、5歳児の健やかな成長を支える教育を推進しています。</p> <p>今後、私立保育所等の認定こども園への移行状況や、将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者等の意見をふまえながら、市全体の就学前教育・保育のあり方という視点で、公立幼稚園のあり方について検討を進めます。</p> <p>【公立保育所のあり方について】</p> <p>平成26年度は、鳴門市の公立保育所4か所（休所中を除く）において、就学前の子どもの健やかな育ちを大切にする保育を推進しています。</p> <p>鳴門市では私立保育所が15か所設置されており、27年度からは1園が認定こども園へ移行することが見込まれるなど民間事業者の保育事業が充実してきています。このような中、公立ならではの質の高い保育を今後も実施できるよう、保護者の多様なニーズの把握に努めながら、公立保育所のあり方や方向性の検討を進めます。</p>
8	特別支援教育・保育事業の推進	<p>特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。</p>
9	発達相談事業の充実	<p>医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がいが疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
		<p>【いきいき子育て、すくすく鳴門っ子】</p> <p>市内すべての幼稚園年少相当児とその保護者を対象に幼稚園や地区施設等において子育て相談室を実施し、専門家による個別対応を行うほか、継続した相談につなげていきます。</p> <p>【保育所巡回相談】</p> <p>市内の保育所を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育儿不安を抱える保護者や軽度の発達障がいが疑われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。</p>
10	人権教育・保育事業の推進	同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、同和教育の成果と手法を生かし、体験活動や仲間づくりを重視した、人権教育・保育を推進することにより、将来に向けて同和問題の解決と人権尊重社会の実現を担う子どもを育成します。



みんなで餅つき

(2) 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業【※】の推進	子どもとその保護者が、幼稚園・認定こども園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業等について、確かな情報を得るとともに、適切なものを選択・利用できるよう、今後、子どもいきいき課内にて支援体制を整えていきます。
2	子育て支援に関する情報発信の強化	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。その際には、スマートフォンなど新しいメディアへの対応も含めて、提供方法について工夫していきます。
3	病児・病後児保育事業【※】の実施	小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
4	子育て短期支援事業【※】の実施	子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間に困難になった場合等に夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	一時預かり事業【※】の充実	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業（幼稚園型）により教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
6	ファミリー・サポート・センター事業【※】の推進	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。

No.	取り組み	取り組みの概要
7	延長保育【※】・ 休日保育事業の実施	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
8	多様な主体の参入促進 【※】	住民ニーズに沿ったサービスの提供を進めていくために、多様な事業者の能力を活用することで、効果が高いと考えられる事業について民間事業者の参入を促進していきます。

【※】・・・子ども・子育て支援の新たな制度で定められている事業。

(事業内容の詳細は、第5章に記載。以降同様)



絵本タイム

(3) 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の推進	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
2	放課後子ども教室の 推進	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
3	総合型地域スポーツ クラブ活動の促進	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。

子ども・子育てを
支える取り組み



放課後児童クラブ（徳島ヴォルティスとの交流）

2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

(1)妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	妊産婦相談・乳幼児相談の推進	<p>健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において、保健師・看護師・栄養士による妊娠・出産・育児・栄養に関する相談を行うことで、安心して妊娠期を過ごすための環境を整え、胎児から乳幼児期までの子どもの健やかな発育につなげます。</p> <p>また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後のフォローアップ体制を充実させ、早期に関わることで、その後発達支援がスムーズに展開できるように努めます。</p>
2	マタニティマーク普及・啓発	<p>妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。</p> <p>マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。</p>
3	妊婦健康診査【※】 (妊婦一般健康診査事業) の実施	<p>母子健康手帳を交付するとともに、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、すべての妊婦を対象に妊娠全期間を通じて、14回の妊婦健康診査の補助を行っています。また、里帰り出産等で妊娠中に県外の医療機関で健康診査を受けた場合、その費用についても償還払いをすることで、妊娠中のお母さんの健康を守り、赤ちゃんが健やかに育つことができるよう取り組みます。</p>
4	妊婦歯科健康診査の実施	<p>生活習慣病の原因の1つとして考えられる歯周病を妊娠中から予防、治療することによって、低出生体重児や早産を予防するとともに、子どもの口腔衛生への意識づけを行ない、将来の生活習慣病の予防につなげます。</p>
5	乳幼児健康診査の実施	<p>乳幼児の健やかな成長のため、乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等の各種乳幼児健康診査を実施しています。保護者の病気や発育・発達に関する不安を軽減するため、育児相談や健康診査の事後指導体制を充実させていきます。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
6	歯科保健指導の推進	むし歯予防と歯科保健に対しての意識づけのため、乳児期より歯科衛生士による歯科指導を行うとともに1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成を図ります。
7	子どもはぐくみ医療助成事業の実施	病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るために、小学校修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
8	未熟児養育医療助成事業の実施	体重が2,000グラム以下、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
9	小児救急医療対策事業の実施	休日夜間における小児の救急医療体制として、徳島県の東部医療圏域において診療をする仕組みを構築しています。 今後も徳島県と協力しながら制度の維持に向けての取り組みを進め、市民に対する周知・啓発を実施します。
10	予防接種事業の実施	感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づき四種混合・BCG・麻しん・風しん・日本脳炎・ヒブ・小児肺炎球菌のほか、平成26年10月から水痘（水ぼうそう）も定期予防接種になりました。 今後も、各種の予防接種の実施を図るとともに、正確な情報収集に努め、迅速に対応できる体制を整えます。
11	受動喫煙の予防	受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、幼小中学校では敷地内完全禁煙を行っています。また多くの公共機関で禁煙、分煙を実施しています。今後も喫煙による健康への影響について情報提供を行います。

(2) 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	乳児家庭全戸訪問事業※ (おめでとう赤ちゃん訪問事業) の実施	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業（鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業）」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
2	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
3	養育支援訪問事業〔※〕の推進	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、さまざまな原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
4	発達相談事業の充実 【再掲】	医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がいが疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。 【いきいき子育て、すぐすぐ鳴門っ子】 市内すべての幼稚園年少相当児とその保護者を対象に幼稚園や地区施設等において子育て相談室を実施し、専門家による個別対応を行うほか、継続した相談につなげていきます。 【保育所巡回相談】 市内の保育所を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がいが疑われる乳幼児ができるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。
5	幼児教育支援センター事業（教育相談）の実施	子育てに悩んでいる小学校就学前（3～6歳）の保護者を対象に、幼児教育専門家（保育カウンセラー）による教育相談を定期的に実施することで、子育て支援の充実を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
6	ブックスタート事業の実施	4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。また、図書館では、わらべ唄や手遊び、絵本の読み聞かせ等の年齢に合わせたお話し会を実施し、乳幼児期からの読書のきっかけ作りを行い、親子の絆を育みます。



第九演奏会

(3) 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	地場産品の活用と食育の推進	<p>幼稚園や保育所、認定こども園の給食など様々な機会をとらえ、地場産品の活用を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業（農業・漁業）の理解を深める教育に努めます。</p> <p>食物を大切にし、「生命を大切にする心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進します。</p> <p>学校栄養職員や養護教諭、保育所栄養士等が、子どもの身近な給食を通じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図ります。</p>
2	「食のネットワークづくり」による食育の推進	<p>健康増進や生活習慣病予防の観点から、乳幼児期より適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するため、教育・福祉・保健の関係機関等が「食のネットワーク会議」を設置しています。</p> <p>親子での調理実習体験を通じて食育の大切さを知るということに重点をおいて、さらなる事業の推進を図ります。</p>
3	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	お母さんの健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において各段階に応じた栄養指導を推進します。また、乳幼児健康診査時等の栄養指導・相談の内容の充実を図ります。
4	アレルギーがある子どもに対する支援の充実	食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。



食育イベント



(4) 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	遊びやスポーツ活動機会の充実	運動遊びなどを通して子どもの心身の成長を促し、将来、豊かな人生を送るため、幼稚園や保育所、認定こども園といった教育・保育施設をはじめ、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、地元プロスポーツチーム等と連携し、幼児期から遊びやスポーツに触れる機会を創出します。
2	さまざまな遊びや体験活動の推進	子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ※）の推進 【再掲】	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
4	放課後子ども教室の推進 【再掲】	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
5	総合型地域スポーツクラブ活動の促進 【再掲】	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。



多世代との交流活動

3 すべての子どもと家庭への支援

(1) 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業【※】の推進 【再掲】	子どもとその保護者が、幼稚園・認定こども園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業等について、確かな情報を得るとともに、適切なものを選択・利用できるよう、今後、子どもいきいき課内にて支援体制を整えていきます。
2	子育て支援に関する情報発信の強化 【再掲】	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。その際には、スマートフォンなど新しいメディアへの対応も含めて、提供方法についても工夫していきます。
3	乳児家庭全戸訪問事業【※】(おめでとう赤ちゃん訪問事業)の実施 【再掲】	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業(鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業)」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
4	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進 【再掲】	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
5	養育支援訪問事業【※】の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、さまざまな原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
6	幼児教育支援センター事業(教育相談)の実施 【再掲】	子育てに悩んでいる小学校就学前(3~6歳)の保護者を対象に、幼児教育専門家(保育力ウンセラー)による教育相談を定期的に実施することで、子育て支援の充実を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
7	地域子育て支援拠点事業【※】の実施	<p>保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。</p> <p>平成26年度には板東南ふれあいセンター(旧川崎幼稚園)で出張型の事業を展開しており、今後も子育て交流の輪が広がるよう取り組みを進めます。</p>
8	幼稚園開放事業の推進	<p>就学前の乳幼児のいる家庭を対象に、地域における子育て支援の場として、すべての公立幼稚園を毎月1回程度開放することにより、園児と一緒に遊ぶとともに、保護者同士の出会いや交流、園長等への相談の機会を提供するなど、子育て支援を推進します。</p>
9	わんぱく教室事業の推進	<p>在宅乳幼児のいる家庭を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が育児相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行っています。</p> <p>平成26年度では、公私立保育所11か所で実施しており、今後も保護者への広報に努め、参加人数の増加に努めます。</p>
10	病児・病後児保育事業【※】の実施 【再掲】	<p>小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。</p>
11	子育て短期支援事業【※】の実施 【再掲】	<p>子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間に困難になった場合等に夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。</p>
12	一時預かり事業【※】の充実 【再掲】	<p>家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。</p> <p>また、一時預かり事業（幼稚園型）により教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
13	ファミリー・サポート・センター事業【※】の推進 【再掲】	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。
14	家庭児童相談の推進	家庭児童相談員が、子どもの養育、発達に関することや、学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関するさまざまな問題についての相談を受け付け、関係機関と連携して、問題解決にあたります。
15	児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。
16	子どもはぐくみ医療助成事業の実施 【再掲】	病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るために、小学校修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
17	未熟児養育医療助成事業の実施 【再掲】	体重が2,000グラム以下、または身体の発達が未成熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
18	保育料の軽減	幼稚園や保育所、認定こども園に子どもを通わせる世帯の経済的な負担に配慮した保育料の設定を図ります。
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業【※】の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業です。今後、国の動向に応じ、適切に実施します。
20	施設型給付費・地域型保育給付費の支給	幼稚園・保育所・認定こども園や小規模保育事業などを利用する本市の子どもに対し、必要に応じた認定を行い、国・県・市がその費用を負担することで、保護者が安心して施設や事業を利用できる環境を整えます。

(2) 子どもへの虐待を防止するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	乳児家庭全戸訪問事業※ (おめでとう赤ちゃん訪問事業) の実施 【再掲】	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業（鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業）」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
2	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進 【再掲】	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
3	養育支援訪問事業〔※〕の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、さまざまな原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
4	女性子ども支援事業の推進	「配偶者暴力相談支援センター」の機能と「家庭児童相談室」の機能を兼ね備えた鳴門市女性子ども支援センター『ぱあとなー』は、家族の中の人権侵害、とりわけ女性への暴力の予防、また児童虐待などの早期発見と救済に努め、それぞれ専門の相談員が相談者に様々な支援を行っています。 今後も、近隣自治体と連携を深めつつ、DV（配偶者からの暴力）や児童虐待の救済と防止に向けた相談支援業務を行っていきます。
5	要保護児童対策地域協議会の事業の推進	子ども虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。 鳴門市要保護児童対策地域協議会では今後も専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげていきます。
6	児童虐待防止に向けた周知啓発	児童虐待防止を訴えるオレンジリボン運動を推進とともに、関係機関とも連携して、市民に向けて、通告義務があることも含めて児童虐待防止のためのキャンペーンや周知啓発に取り組みます。

(3)ひとり親家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	<p>母子・父子自立支援員が、母子家庭や父子家庭の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。</p> <p>また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、ひとり親家庭の経済的・精神的自立を支援します。</p>
2	ひとり親家庭への生活支援の推進	<p>母子家庭の母親が、生活上の問題で子どもの養育ができない場合は母子生活支援施設による支援を行います。</p> <p>また、ひとり親家庭において、一時的に生活援助などが必要となった場合に、家事の手伝いや子どもの世話などを行う「家庭生活支援員」の派遣が受けられる事業や子どもたちの相談相手、遊び相手となる「児童訪問援助員」の派遣を受けられる事業も紹介するなどサポートに努めます。</p>
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の方が入院した場合、安心して医療が受けられるよう、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと、その子どもを扶養している方に医療費の助成を行います。
4	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。
5	自立支援給付事業の推進	ひとり親家庭の母または父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。また、ひとり親家庭の母または父が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関(通信教育を含む)で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を2年間支給するとともに、修了支援給付金を修了後に支給するなど、ひとり親家庭の自立と経済的負担を支援します。
6	各種資金の貸付	ひとり親家庭が、安定した生活を送るために資金が必要な際には、母子・父子福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図ります。
7	入所等の優先	ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。

(4)きめ細やかな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	生活支援の充実	在宅の障がい児の地域での生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付事業など地域生活支援を行い、本人や家族へのサポートの充実を図ります。
2	特別児童扶養手当の支給	日常生活において、その負担の軽減を図ることを目的に、児童福祉施設等（保育所や通園施設などを除く）を利用していない、常に介護を必要とする20歳未満の子どもを療育している方に、県と連携を図りながら特別児童扶養手当が支給されるよう支援します。
3	障害児福祉手当の支給	障がいのある子どもやその家族の経済的負担の軽減、生活支援のため、身体または精神に重度の障がいがあり、常に介護を必要とする20歳未満の方に対し、県と連携を図りながら障害児福祉手当が支給されるよう支援します。
4	重度心身障害者医療費助成事業の実施	心身に一定の障がいのある子どもやその家族の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい児（者）の医療費自己負担分の助成を行います。
5	自立支援医療制度（育成医療）の実施	身体に障がいや疾患があり、手術等により確実な治療効果が得られる18歳未満の子どもに対し、手術にかかる医療費の助成を行います。
6	特別支援教育・保育事業の推進 【再掲】	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。
7	発達相談事業の充実 【再掲】	医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がいが疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。

No.	取り組み	取り組みの概要
		<p>【いきいき子育て、すくすく鳴門っ子】</p> <p>市内すべての幼稚園年少相当児とその保護者を対象に幼稚園や地区施設等において子育て相談室を実施し、専門家による個別対応を行うほか、継続した相談につなげていきます。</p> <p>【保育所巡回相談】</p> <p>市内の保育所を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育儿不安を抱える保護者や軽度の発達障がいが疑われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。</p>
8	養育支援訪問事業【※】の推進 【再掲】	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、さまざまな原因で養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。
9	アレルギーがある子どもに対する支援の充実 【再掲】	食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。



大根の収穫体験

4 まちぐるみの子育て支援

(1) 鳴門の力を活かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化	今後も鳴門教育大学と一層の連携を図り、本市の教育や保育の質をさらに向上させるとともに、子育て支援の充実を図ります。また、教育・保育の現場に教育実習生を積極的に受け入れ、次代の教諭や保育士の育成を支援します。
2	異年齢・多世代交流の推進	地域における世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施するなど、世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等の保健福祉の増進に寄与するため、高齢者と子育て世代、高齢者と子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場を提供します。
3	国内・国際交流による子どもの育ちの支援	本市における国内外の交流として、国外では、ドイツ連邦共和国リューネブルク市と姉妹都市盟約、中華人民共和国青島(ツイッカ)市と友好交流意向書を締結、国内では群馬県桐生市と親善都市盟約、福島県会津若松市、沖縄県上野村と親善交流意向書を締結しています。 また『第九』アジア初演の地であることから、幼児期から『第九』に親しむなど、国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、より多くの子ども達が参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努めます。
4	子どものまちの推進	「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民みんなが「子どものまちづくり」について考え、大人と子どもが語り合う機会を設けるために、子どものまちフェスティバルや各種講座などを開催し、「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりを推進します。 今後も、子ども関係グループ・団体や関係機関で組織される「鳴門市子どものまちづくり推進協議会」の活動を支援し、子育て支援のネットワークを強化していきます。 また、子育て世代のOBをはじめとする多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりに努めていきます。
5	子どものまちフェスティバルの開催	鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。 今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
6	さまざまな遊びや体験活動の推進 【再掲】	子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。
7	ファミリー・サポート・センター事業【※】の推進 【再掲】	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。
8	地域子育て支援拠点事業【※】の実施 【再掲】	保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。 平成26年度には板東南ふれあいセンター（旧川崎幼稚園）で出張型の事業を展開しており、今後も子育て交流の輪が広がるよう取り組みを進めます。
9	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ【※】）の推進 【再掲】	保護者が仕事等で届かない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
10	放課後子ども教室の推進 【再掲】	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
11	総合型地域スポーツクラブ活動の促進 【再掲】	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。
12	ブックスタート事業の実施 【再掲】	4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。また、図書館では、わらべ唄や手遊び、絵本の読み聞かせ等の年齢に合わせたお話し会を実施し、乳幼児期からの読書のきっかけ作りを行い、親子の絆を育みます。

(2)子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	病児・病後児保育事業【※】の実施 【再掲】	小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
2	一時預かり事業【※】の充実 【再掲】	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業（幼稚園型）により教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
3	延長保育【※】・休日保育事業の実施 【再掲】	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
4	子育て短期支援事業【※】の実施 【再掲】	子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間に困難になった場合等に夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	ファミリー・サポート・センター事業【※】の推進 【再掲】	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組みます。
6	特別支援教育・保育事業の推進 【再掲】	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。

No.	取り組み	取り組みの概要
7	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ ※1) の推進 【再掲】	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
8	鳴門パートナーシップ プランの推進	学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで男女共同参画社会を形成します。
9	事業主への啓発	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要です。 国・県の取り組みと連携し、また、商工会議所・商工会と協調しながら事業主への啓発活動を行い、仕事と子育ての両立を推進するための社会づくりに向けた取り組みの促進を図ります。
10	男性の育児参加の支援	出産までの生活や妊娠中の栄養に関する情報をお話する『マタニティの日』を設け、妊婦本人だけでなく、父親や祖父母の参加を促すことで、育児を家族全体で考え、取り組むための手助けを行います。



マタニティの日



5 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 親子にやさしい環境を整えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子どもの遊び場の整備	<p>子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、国等の補助制度の活用を図りながら、既存施設の安全対策の強化および更新など、公園整備に努めるとともに、除草・清掃、緑化などについては、地域の協力を得ながら市民協働による維持管理に努めます。</p> <p>子育て中の保護者から要望が多い、屋内で遊べる場所の整備についても検討します。</p>
2	公共の場所等における子育て世帯に優しい施設の整備	乳幼児を連れて外出する人が、オムツ換えや授乳時に困ることがないよう、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備およびバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心して使用できるよう適切な維持管理に努めます。
3	防犯灯・街路灯等の整備	子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安全かつ安心に施設を利用でき、道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯等の設置及び維持管理を行います。
4	道路環境の整備	関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できるよう歩道を含めた道路整備と維持管理に努めます。
5	公共の場所における放置自転車対策の強化	JR鳴門駅等を中心に放置自転車が多数発生し、歩道を占拠するなど妊産婦やベビーカーを使用する子ども連れの保護者等の通行に支障があることから、公共の場所における自転車等の放置を防止し、自転車利用者のマナー向上を図ります。
6	交通環境の整備	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線など交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努めます。
7	効果的な交通規制の実施	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進します。

No.	取り組み	取り組みの概要
8	教育・保育施設の整備	子どもの安全・安心を確保するため、公立施設における施設、設備、遊具等の安全対策を計画的に進めます。
9	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の推進 【再掲】	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
10	放課後子ども教室の 推進 【再掲】	各小学校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
11	マタニティマーク普及・ 啓発 【再掲】	妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。 マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。
12	受動喫煙の予防 【再掲】	受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、幼稚小学校では敷地内完全禁煙を行っています。また多くの公共機関で禁煙、分煙を実施しています。今後も喫煙による健康への影響について情報提供を行います。



夏の水遊び

(2) 子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	危機管理体制の整備	<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、本市の児・児童及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。</p> <p>また、保育所・認定こども園・放課後児童クラブについても危機管理体制マニュアルを適宜見直しながら、地震や津波などの災害発生時に、迅速かつ円滑な安全確保と避難が行えるよう危機管理体制の整備を図ります。</p>
2	避難訓練の実施	<p>すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブでは、年間計画を立て、定期的に避難訓練を実施することにより、子どもや職員の危機意識を醸成するとともに、迅速かつ円滑な避難行動ができるように取り組みます。さらに、保護者や自主防災会、地区自治振興会、消防分団など関係機関との連携のもと、合同訓練の実施や危険箇所等の確認と改善に向けた対策の検討をともに行います。</p>
3	防災教育の実施	<p>子どもたちが災害から身を守るために心構えや知識を身に付け、自らの安全を確保するための判断力や行動力を養えるよう、すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいて、避難訓練や様々な機会を通じて、防災教育を継続的に実施します。</p>
4	保護者との連絡体制の整備	<p>すべての幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブでは、災害時における子どもの安全確認方法、通信手段が断絶した場合の情報伝達の方法等の周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などが迅速かつ確実に行えるように体制整備を図ります。</p>
5	地域ぐるみの防犯活動の推進	<p>保育所では、定期的に不審者対応の避難訓練を行い、幼稚園では誘拐防止教室を行うなど、警察署や鳴門市防犯協会と連携を密にして、防犯対策を推進します。</p> <p>また、地域住民による子どもの見守りパトロールや青色防犯パトロール活動、子ども110番の家など、地域ぐるみで不審者等から子どもの安全を守る取り組みを推進します。</p>
6	新入園児・児童への黄色い帽子の贈呈	<p>子どもを交通事故から守るため、運転者から視認性に優れた黄色い帽子を市内の新入園児・新入学児童すべてに贈呈をしています。黄色い帽子をきっかけとして、子どもには交通安全の大切さ、大人には、交通弱者である子どもへの思いやり運転を啓発します。</p>

No.	取り組み	取り組みの概要
7	交通安全教育の推進	幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における基本的な交通のきまりを理解すること、それを守り、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標とします。幼稚園・保育所・認定こども園においては、家庭や警察、関係機関と連携を図りながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。
8	交通安全運動の推進	鳴門市交通安全協会をはじめとする地域の各種団体と連携して、子どもを交通事故から守るため、各季の交通安全運動を積極的に推進して、市民の交通安全意識を高めます。特に、「春・秋の交通安全運動」においては、「人の波2000m作戦」を展開し、歩道上からドライバーに、無謀運転防止やチャイルドシート着用など交通安全を呼びかけます。



新入園児への黄色い帽子贈呈

